
平成26年第5回大和町議会定例会会議録

平成26年6月10日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
副 町 長 兼 総 務 課 長	遠 藤 幸 則 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	内 海 義 春 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
税 務 課 長	高 崎 一 郎 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	瀬 戸 正 志 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 喜 一 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君
保健福祉課長	三 浦 伸 博 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 事	逢 坂 孝 徳
議 事 班 長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時08分 開 会

議 長 (大須賀 啓君)

ただいまから平成26年第5回大和町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、17番堀籠日出子さん及び1番今野善行君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月13日までの4日間に決定いたしました。

日程第3「諸般の報告」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項がありますので、報告をしていただきます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

おはようございます。

それでは、諸般の報告についてでございますが、後ほど担当から明細といたしますか、詳しく報告申し上げますが、3件でございます。

1件目につきましては、大和町の一般会計でございますが、繰越明許費、繰越計算書についてでございます。2件目につきましては、事故繰越、繰越計算書について。そして、3件目につきましては、先般株主総会が終了しておりますが、平成25年度の株式会社大和町地域振興公社決算につきまして、ご報告を申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。詳細につきましては、それぞれ担当から申し上げますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長内海義春君。

財政課長 (内海義春君)

それでは、お手元の諸般の報告の資料に従いまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願ひます。

1ページにつきましては、3月議会定例会におきまして、平成26年度へ繰り越しして使用いたします繰越明許費につきまして、議決を頂戴いたしましたところでございますが、この繰り越しの内容を明示しました繰越計算書作成いたしましたので、地方自治法施行例第146条第2項の規定により、ご報告申し上げます。

2ページをお願ひいたします。

こちらが繰越明許として、議決いただいた項目につきまして記載をいたしております一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。これにつきましては、繰り越した款項の区分、事業、議決いただきました金額、それから翌年度繰越額、この繰越額の財源内訳ということで記載させていただいているものでございます。

2ページの合計欄をごらんいただきたいと思います。

繰越事業は、7事業ございまして、うち5事業が国県補助事業でございます。議決を賜りました金額につきましては、1億9,857万4,000円ございまして、そのうち実際に翌年度へ繰り越した額の合計額は、1億9,652万9,000円となったものでございます。

この財源内訳といたしまして、既収入特定財源といたしまして604万8,000円で、これは東日本大震災復興基金を充当いたしましたものでございます。これから入ります特定

財源としまして、国庫支出金3,417万2,000円、県支出金1億4,066万3,000円で、残りが一般財源で1,564万6,000円となっております。なお、7款土木費2項道路橋梁費の道路改良舗装工事町道柿ノ木線につきましては、既に事業が完了いたしているところでございます。それ以外の事業につきましては、平成27年3月31日を完成予定としておるところでございます。繰越明許費につきましては、以上でございます。

3ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、一般会計に係る事故繰越計算書のご報告でございます。本来平成25年度末で事業完了ということで進めておりましたが、不測の事態が生じたことによりまして、26年度へ繰り越しして事業完了せざるを得ない状況となったものにつきまして、地方自治法施行令150条第3項の規定によりご報告いたすものでございます。

4ページをお願いいたします。

こちらが一般会計事故繰越計算書でございます。事故繰越事業は、3件ありまして、事故繰越事由につきましては、2款総務費1項総務管理費の杜の丘保育所用地道路改良工事は、2月の記録的な積雪の影響によるもの。7款土木費2項道路橋梁費の町道柿ノ木線支障電柱移転補償費は、他の工事のとの調整に時間を要したことによるもの。10款3項東北関東大地震災害復旧費の橋梁災害復旧工事は、資材の納入に不測の日数を要することから、年度内に事業を完了することが困難となったものでございます。なお、この事故繰越事業3件中、杜の丘保育所用地道路改良工事は、既に現在事業が完了しているところでございます。

町道柿ノ木線支障電柱移転補償費につきましては、平成26年6月30日を事業完了予定としておるところでございます。橋梁災害復旧工事につきましては、平成27年3月31日を事業完了予定としておるところでございます。

4ページ目、下段をごらんいただきたいと思います。

合計額を記載しておりますが、事故繰越にかかります事業総額は5,366万2,000円で、そのうち一部執行したものが2,600万円ありまして、2,766万2,000円が翌年度繰越額となったものであります。

財源内訳につきましては、既に収入されている収入特定財源が771万1,000円ありまして、これはまちづくり基金を充当いたしたものでございます。これから入ります特定財源といたしましては、国庫支出金1,444万2,000円、一般財源は550万9,000円であります。

以上、ご報告させていただきました。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

それでは、5ページをお願いいたします。

平成25年度株式会社大和町地域振興公社の決算について、ご報告いたします。

地方自治法243条の3第2項の規定により、平成25年度株式会社大和町地域振興公社の決算につきまして、別冊のとおり報告するものでございます。なお、決算報告書につきましては、平成26年5月22日開催の定期株主総会で承認されたものでございます。

それでは、別冊の振興公社の決算報告書1ページをお開きいただきたいと思います。

第22期事業報告でございます。期間につきましては、平成25年4月1日から、平成26年3月31日までの期間でございます。第22期事業報告につきましては、事業計画に基づいて、事業を執行してまいりまして、順調に経過し目標をほぼ達成したところでございます。

概要でございますが、町からの受託事業でございます七ツ森湖畔公園ほかの施設管理事業で、5,000万9,000円、指定管理者業務で2,960万9,000円、町民研修センター体育センター受付業務と、日直巡視業務で468万1,000円、受託外業務で496万3,000円、収益事業では、地場産品販売等で414万円の販売額となったところでございます。

本年度25年度の新事業として、バスターミナル、まほろばホール、保健福祉センター等の除雪業務を行ったほか、町道の除草、植樹帯の除草、街路樹の剪定業務、町営住宅敷地樹木剪定業務、船形山登山道刈り払い業務、役場敷地内芝管理業務等、40件の受託外業務をしながら、施設の管理に万全を期すとともに、公園施設の補修等を実施し、快適に利用していただくための公園づくりに留意してまいりました。

蜂の巣駆除につきましても、町有施設や公園、町民の方、会社関係など町内外の16件ほどを格安の料金で対応してまいりました。

観光振興につきましては、春「桜まつり」、夏「まほろば夏まつり」、秋「大和まるごとフェア」、「たいわ産業まつり」という島田飴まつりと協力参加をいたしたところでございます。その結果、営業収支で398万6,000円の当期純利益を計上することができたものでございます。

2につきましては、会議等の開催状況で、取締役会、定期株主総会、臨時株主総会

の開催状況でございます。

3につきましては、第22期の役員名簿でございます。

それでは、3ページの貸借対照表でございます。

資産の部でございますが、流動資産のうち、現金預金計が6,178万7,461円、棚卸資産とその他流動資産を合わせました流動資産合計で6,706万1,668円となったものでございます。

次に、固定資産でございますが、有形固定資産と無形固定資産及び投資等を合わせまして、固定資産合計で5,113万8,316円となりまして、資産の部の合計は1億1,819万9,984円となったところでございます。

次に、負債の部でございますが、流動負債及び固定負債を合わせまして、2,111万9,345円でございます。

純資産の部では、株式資本のうち資本金が1,250万円、利益剰余金につきましては、更新積立金400万円、別途積立金1,000万円、繰越利益剰余金が7,058万639円でございます。うち当期利益が398万6,294円となり、利益剰余金計が8,458万639円となったものでございます。この結果、純資産の部の合計は、9,708万639円となりまして、負債純資産の部の合計は1億1,819万9,984円となったところでございます。

次に、4ページの損益計算書でございます。

経常損益の部でございますが、売上高計が9,340万4,618円、売上原価計が137万6,159円でありますことから、売り上げ総利益は9,202万8,459円となったものでございます。

販売費・一般管理費計の8,864万7,743円を差し引きますと、338万716円の営業利益となったものでございます。

次に、営業外収益計の50万5,609円を加えますと経常利益で388万6,325円となったものでございます。

次に、特別損益の部でございますが、特別損益計119万6,000円を合わせました税引き前当期利益508万2,325円から法人税・住民税及び事業税を差し引いた後の当期利益につきましては、398万6,294円となったところでございます。

次に、5ページの販売費及び一般管理費でございますが、それぞれの科目の決算額を記載してございます。一番下の計の欄をごらんいただきたいと思います。

予算額8,522万2,000円に対しまして、決算額8,864万7,743円となりまして342万5,743円の残額となったものでございます。

6ページにつきましては、監査報告書でございます。

7ページにつきましては、平成26年度の第23期事業計画書、8ページにつきましては、事業計画に基づく収支見込書、9ページにつきましては、平成26年度の販売費一般管理費でございます。

以上で、大和町地域振興公社の決算についての報告を終わらせていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）

これで、町長の報告を終わります。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。

町長より招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

第5回大和町議会定例会開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成26年第5回大和町議会定例会が開会されるに当たり、提案いたします一般会計補正予算などの議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、指定廃棄物処理場の件でございますが、去る5月8日に大須賀議長並びに議会の代表議員皆様とともに上京いたしまして、内閣総理大臣を初め、環境大臣及び防衛大臣、両院議長、地元県選出国會議員へ町民1万1,402人分の建設反対署名簿や指定廃棄物最終処分場建設に関する調査特別委員会委員皆様方の中間報告書、また各種団体から要望いただきました指定廃棄物最終処分場を建設しないことを求める要望書等の写しを添えまして、指定廃棄物の最終処分場を建設することに反対する要望書を提出して、処分場の建設反対を強く訴えてきたところでございます。

また、5月26日には、国と宮城県、そして建設候補地の栗原市、加美町、大和町の3市町によります5者会議の初会合が県庁で開催されました。国からは候補地選定の経緯や、詳細調査の内容が示されたところでございますが、本町といたしましては、候補地が王城寺原演習場の着弾地に隣接しており、危険性が高いこと、及び候補地周辺には、希少な植物の群生や遺跡があること、近隣を流れている荒川は、隣接町の飲料水の水源になっていることなどから、改めて建設不適地であることを主張いたしましたところでございます。

今後、町といたしましては第1回目の会合で述べました意見、質問に対する国から

示されました回答内容、昨日開催されました第2回目の会合を踏まえまして、慎重に国との話し合いに臨み、強く建設反対を訴えてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解とさらなるご協力をお願い申し上げたいと思います。

なお、昨日行われました第2回目の会議、また第1回目の会議、状況につきましては、本議会開催中にご報告を申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、ことしの冬期、冬は記録的な大雪となり、近年異常気象が頻発するなどにより、農業環境が変化してきており、農作物への影響が懸念されているところでございますが、4月下旬以降の天候が平年に比べ気温が高く、日照時間も多かったことから、田植え作業も順調に進み、町内のほぼ全域で田植え作業が終了したところでございます。

宮城県から発表されました5月25日現在の水稻の田植え進行率は、97.6%に達しまして、県全体でも前年より2日早く95%を超える「田植え終期」を迎えたとの発表があったところであり、今後の順調な生育を願うところでございます。

次に、5月18日に大規模な林野火災を想定いたしました宮城県林野火災防御訓練が、王城寺原演習場を会場といたしまして、宮城県を初め宮城県県警本部、陸上自衛隊、そして地元黒川郡4カ町村、黒川消防署、郡内の消防団などの20機関からの参加者と参観者を合わせ、総勢約600人の参加によりまして実施されたところでございます。

この訓練は、林野火災の特殊性及び資源保護の重要性を考慮いたしまして、実際の林野火災発生時の活動主体であります消防関係職員及び消防団員を中心といたしました実態に即した訓練として行われるものでありまして、ことしはより実践的な訓練として実際に下草を広範囲に燃やしての消火訓練が実施されたところでございます。

訓練に参加、ご協力をいただきました大和町消防団を初めとする多くの皆様方に感謝申し上げたいと思ひます。今回の訓練で得た経験を踏まえて、今後の消防活動とともに、防災思想の普及に生かしてまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第44号は、地方税法の改正に合わせまして、大和町国民健康保険税条例の一部改正を行おうとするものでございまして、議案第45号の一般会計補正予算につきましては、補正予算額6,285万6,000円を追加いたしまして、一般会計の総額を95億764万円とするものでございます。

歳出補正の概要でございますが、総務費は社会保障税番号制度対応システム改修に

要する経費を措置するもの。農林水産業費は2月の豪雪により被害を受けました農業用ハウスの撤去、再建に要します経費の補助金と新たに7組織が事業に取り組む農地・水保全管理支払い交付金事業について、追加分を措置するもの。教育費は県の委託事業でありますスクールソーシャルワーカー活用事業の追加と、学力向上を目的とする学び支援コーディネーター等配置事業について措置をするもの。災害復旧費は、東北関東大地震災害復旧費といたしまして、幕柳地区の農業用施設災害復旧に要する経費を措置したものでございます。

以上が歳出の主な概要でございますが、財源といたしましては、国庫支出金1,446万2,000円、県支出金4,068万円、繰越金719万6,000円ほかをもって措置いたすものでございます。

また議案第46号の下水道事業特別会計補正予算は、PCB廃棄物の処理に要する経費を措置いたしましたものでございまして、議案第47号は、平成26年3月6日吉岡字下町66番地内の1地内で発生した交通事故に関し、損害賠償の額を定め和解しようとするものでございます。

なお、今会期中に人事案件を追加させていただく予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

以上が今回提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第4「一般質問」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番千坂裕春君。

3番（千坂裕春君）

皆さん、おはようございます。

1件目の一般質問に入ります。

確かな学力向上のための食育を推進せよ。

児童生徒の学力向上のために、教育委員会はさまざまな取り組みを試みている。学

力向上の結果があらわれるまで、時間が必要であると思われる。学習時に何よりも必要な集中力は、有効な食事によって養われることが実証されている。現在、推進している朝食をとること以外に、さらによくかみ砕くこと、及び集中力を高める食材、豆類、ゴマ、ワカメなどの海藻類、野菜、魚、シイタケなどのキノコ類、芋類を給食、家庭食卓に取り入れるよう推進してはどうか。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教育長 （上野忠弘君）

改めまして、おはようございます。よろしく願いいたします。

児童生徒の学力向上のための集中力を高める食事に関するご質問にお答えしたいと思えます。

学校給食につきましては、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るものでございます。

献立につきましては、国で定める学校給食摂取基準に基づき、エネルギーですとか、タンパク質、脂質、ナトリウム、カルシウム、鉄分、ビタミン類、植物繊維、マグネシウム及び亜鉛について栄養価を計算いたしまして、栄養バランスを考慮し、作成しております。ご指摘の豆類、ゴマ、海藻類、野菜、魚、キノコ類、芋類などいずれにつきましても、十分取り入れた献立となっております。

児童生徒の保護者向けに毎月配付しております給食だよりで、家庭でもつくれるよう給食献立のレシピを紹介するなど、家庭でも取り入れていただくよう保護者へのPRを行っているところであります。

また、町の学校給食では、毎月6日をかむかむデーといたしまして、給食をよくかんで食べる日として推進しているところです。よくかむことの効用につきましては、「ひみこのはがいいぜ」という標語を使い、ひ、肥満の予防、み、味覚の発達、こ、言葉の発達、の、脳の発達、は、歯の病気予防、が、がんの予防、い、胃腸の働き促進、ぜ、全力投球という8つの効果があることを毎月1文字ずつわかりやすく紹介する掲示物を各学級に掲示していただき、児童生徒に周知し、食の指導も実施しているところであります。

以上よろしく願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

今回の提案は、いい取り組みをせっかくしているというところで、やはりまだ結果が出ていないんですが、一番必要な集中力を欠いている児童生徒がいるように保護者の方からお聞きして、いろんな文献を読んだところ、子供たちが勉強好きになる子育てという本に当たりました、その中で先ほどの食材が書いてありまして、頭文字をとって「まごはやさしい」という食材、一方ではこの「まごはやさしい」というフレーズは生活習慣病のための「まごはやさしい」という同じ食材出ているんですけども、この著者は、子供の成長、脳の成長、特に集中力をつけるための脳というのは、前頭葉、これは中学生から高校生までにすごく発達する部分らしいんですけども、その食生活によってかなり変わることが実証したという文献でしたので、紹介させていただこうと思ひまして、ここで提案したわけです。

その上に、やはりこの最近よく言うファストフードとかそういった外食産業、よくありますけれども、どうしてもこういった集中力を欠く方は、ジャンクフードとか、そういったファストフードの摂取率が高いので、家庭で手間暇をかけた食事をすることによって、子供たちがすごく心にゆとりを持って、落ち着いた行動をとることができる子育てができるということも書いてありましたので、こういった提案をさせていただいたんですけども、こういったもの、失礼でしたけれども、教育長、ご本人または教育総務課、または教育委員会などで話が出たようなことありましたでしょうか。ちょっとお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、お答え申し上げます。

先ほど議員さんから話のあった大切なことの広報ですね、学力というふうなことを考える場合に、単に学力だけに集中するのではなくて、多方面からそれを支える環境をつくるということが大事かと思ひます。その上で、食生活、これについては非常に大事かと思ひております。

まずは、広報の面なんですけれども、今年度から生涯学習カレンダーの裏面に、家庭教育支援、子育てを考えるというふうなコーナーを設けてございます。それで、次の次回、8月ですかね、そのころには食育をテーマとした形での内容を掲載する予定でございます。

その辺について、先ほど議員のほうから「まごはやさしい」というふうなことがありました。県の調査を見ますと、「まごはやさしい」の豆とゴマとか、その内容につきましては、小学校の女の子、男の子、中学校の女子男子を経年的に見ていきますと、学年が上がるごとに減っていくという状況があるようです。その辺も内容といたしまして、バランスのいい食生活をしてもらうということについては、町としましても広報活動を十分行っていきたいなというふうに考えております。

それから、やはり手間暇かけるというふうなことがありましたけれども、現在教育委員会の間でも話題にしておりまして、今年度現在検討中なんですけど、県ではぶるぶるという、遊ぶ、食べる、寝る、そして健やかに育つというふうなことでテーマを決めてやっていますが、大和町のほうでは食べる、寝る、遊ぶを「くうねるあそぶ」というふうな表現にいたしまして、家族でチャレンジをする部分とか、内容としましては、食事の部分ではきちんと食べるという部分で、議員ご指摘のようなバランスのよい食材を並べたり、よくかんでというふうなこと、そしてバランスのいい食事、脳との関係とか、あるいは家族とともに食事をするとか、そんなことをまとめたもの、食べる、寝ること、遊ぶこと、それについての現在広報紙を作成する予定で動いておりますので、その辺を町民に対しても啓発ということで、考えております。よろしくお願ひします。

議長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

やはり教育長もご存じのように、昼の情報番組で何かの食材が体のどこかにいいとなると、その日の夕方にはスーパーの棚になくなるというくらい、食材がどこかに効くとか、そういう健康志向とかそういったものに敏感なので、やはり広報というものの大切さ、及びせつかく教育委員会が合議制で教育長入れて5人いらっしゃいますので、そういった方々も多くの情報を出し合って、その中でこれをやってみようかとかそういったものが必要じゃないかなと思いますね。私も、時間を見て傍聴させていた

だいているんですけども、あくまでも毎月の報告事項、行事の来月のスケジュールは何かというようなもので、大事なものになれば秘密会議ということでちょっと傍聴できないという面があるので、その場に出ているのかもしれませんが、やはりせっかくの教育委員会の大きい権力といたらおかしいんですが、権限をお持ちのところ、町の教育環境、この学力向上に関しては、昨今皆さん興味を持たれているところがございますので、十分に委員さん含めて取り組んでいただきたいと思いますけれども、その辺の取り組みに対して教育長のお考え聞かせていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、お答えしたいと思います。

まずは、先ほど話しました生涯学習課のほう、シリーズものとして家庭教育を考えるとというふうなコーナーをつくりましたけれども、教育委員さん方のほうからもやはり広報紙だけでは不足ではないかと。ぜひ、学校のPTAの広報紙、それか学校だよりも使ってほしいというふうなご指摘がありまして、それにつきましては早速校長会を通して教育委員さん方からこんな指摘があったんだということを各学校でも取り組むように指示をしております。

今後も教育委員会、あるいは校長会、教頭会を通しまして幅広く議論を重ねながら、よりよい方策を広報しながら実施したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

我々、社会文教常任委員会で、今月の24日から学力向上の視察、福井県へ行ってきますけれども、そちらの取り組みのほうも我々社文教で提案してまいりたいと思いますので、それも踏まえて今後一層の努力いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、2件目に入ります。

きめ細やかな町政を求める。

我が町大和町は、平成26年4月末現在、人口2万7,351人、企業誘致も順調に進み、全国的にもにぎわいのある町であるというイメージがあるが、実態は多くの問題が山積している。例えるなら、山全体の景色がよいが、1本1本の木が、虫がついたり枯れていたり、あるいは倒れたり、問題を抱えている。これを踏まえて町長の考えをただします。

1、地域格差は生じていないか。

2、産業格差は生じていないか。

3、問題を早期に発見するために町長みずから定期的に町内の視察を実施する懇談会（小学校学区単位）を従来の形式に戻す考えはないか。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問ですが、本町では昭和30年4月に1町4村が合併いたしました。大和町としまして発足して以来、平成27年には合併60周年の節目の年を迎えることとなります。

合併直後の数年間につきましては、若干の人口の増加が見られましたものの、その後は人口減少が続きまして長らく1万8,000人台の人口の推移をしておりましたけれども、吉岡地区での土地区画整理事業や、もみじヶ丘地区での団地開発によりまして、平成4年1月には人口が2万人を突破いたしました。その後も企業誘致によります従業員等の転入などから、人口増加が続きまして、本年4月末には先ほどもお話ありました2万7,351人となったものでございます。

町全体では人口が増加しておりますが、増加している地区につきましては、吉岡、もみじヶ丘、杜の丘でございまして、それ以外の地区は合併時からの推移を見ますと、人口が減少しております。合併時と比べ地区別の人口差が大きくなっている状況にありまして、課題であると考えております。

このことは、さまざまな社会要因によりまして、日本社会全体が人口減少社会に入っており、容易に解決できる課題ではないと認識しております。

人口の減少を食いとめるためには、特に若者が就労の場所を求めて大都会へ転出する傾向がありますため、今後も企業誘致による就労の場の確保に努めてまいりたいと

考えております。

次に、産業格差に関するご質問でございます。産業振興につきましては、本町の第4次総合計画のまちづくりの基本方針におきまして、産業のまちづくりを掲げ、積極的な企業誘致と既存工業の振興、農林水産業の振興、商業の活性化と観光の振興、雇用の安定と勤労者福祉の充実を主要施策としまして、それぞれの分野において着実に取り組んでまいりました。

工業の振興と雇用につきましては、第1仙台北部中核工業団地や大和リサーチパーク、大和流通工業団地、大和インター周辺流通団地にトヨタ自動車東日本株式会社さんや、プライムアースEVエナジー株式会社さんなどの自動車関連企業や、東京エレクトロン宮城株式会社さんやソマテック株式会社さんと電子機器関連企業等が順調に立地していることによりまして、働く場も格段に増加しているところでございますし、働く世代の人口も増加しているところでございます。

農林業におきましては、多面的機能支払交付金事業や、中山間地域と直接支払交付金事業、人・農地プラン作成等、国の制度を最大限に利用しながら、農業振興に取り組んでおるところでございますが、昨年12月国におきまして、農林水産業、地域の活力創造プランによります1つとしては、農地中間管理機構の創設、2つとして経営所得安定対策の見直し、3つとして水田フル活用と米政策の見直し、4つとしまして、日本型直接支払制度の創設が発表されたところでございまして、今後これらにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

商業におきましては、くろかわ商工会と連携いたしました割り増し商品券発行事業や中小企業振興資金等融資制度、また大和町の観光物産協会とも連携いたしましたまほろば夏まつりやたいわ産業まつり、まるごとフェアや花まつり、まるごと市、また全国に情報発信しておりますお立ち酒全国大会等を開催いたしまして、町内外の来場者に優良地場産品推奨品、これは町で推奨しているやつですが、そういったものの地場産品の販売や町内小売店での購買を推進いたしまして、また島田飴まつりや仙山交流味まつり、宮城まるごとフェスティバル等に出店し、地場産品の販売促進を図っております。

以上の状況から、本町におきましては第1次産業から第3次産業まで、それぞれの取り組みを行っておりますが、今後も引き続き関係機関と連携を密にしながらバランスのよい産業振興を図ってまいりたいとこのように考えております。

次に、本町では、平成13年度から平成21年度まで合併前の旧町村単位での地域懇談会を開催しておりました。しかし、平成19年をピークといたしまして、地域懇談会に

参加する住民の方々が減少いたしまして、参加者の多くが区長様などの方々になるなどの傾向が続いておりましたので、数多くの町民に参加しやすいようにと旧町村単位とした大きな範囲ではなくて、行政区単位での行政区別の都合に合わせて実施する方法に改めたところでございます。

平成23年度には杜の丘、吉岡南第2の2地区、平成24年度には麓上、大角、松坂大角の2地区、それから平成25年度は上町1地区で開催されたところでありますが、誰でもいつでもどこでもを趣旨に、住民と町、行政との懇談会を実施することが開かれた行政を推進するための1つの方法と考えておりますので、今後も住民、各種団体等の場としまして、町民懇談会、ふれあい懇談会を行ってまいりたいと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

それでは、1要旨目から入らせていただきます。

地域格差は生じていないかというところで、人口の比率ということで増加したところ、減少したところという答弁いただきました。もちろんこの人口の増減というものも地域格差の1つであります。私が地域格差は何かといった場合、各地域で問題を抱えているものがある。例えば児童生徒数の格差拡大、これはなぜ起きたかということですので、やはり学区制を変えたのに生徒数がふえるわけない、児童数か、小学校ですから。そういったものに対して、町は何か補助的な施策を行ったかというようなところでお聞きしたかったんですけれども。

例えば、落合地区ですと舞野地区をある時期から吉岡小学校に通って、児童数が減ったという話になって、学習環境が複式になったりするところがあるんですけども、そういった手だてを町はもっと積極的に考えていくべきところじゃないかということもあるんですけども。町長はそういったところはこういった施策で補っていかうと思っておりますか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

済みません、ちょっと今の質問難しく、十分な答えになるかどうかわかりませんが、学区制を変えたということのお話でしたが、学区制を変えるというのは、ちょっとどのこととお話なのかわからないところがございます。

ただ、舞野の場合は、舞野の件がございました。舞野地区につきましては、吉岡地区ということで、かなり昔からといいますか、という形で来てもらってありました。その後、学校のほうの関係でいろいろPTAとのお話があったこともあったというふうには聞いております。その結果として今までどおりという形になっておりまして、このことにつきましては、それぞれの地域の方々のご意見とか、またはご父兄のご意見とかそういったことを踏まえた中で、進んでいるところでございます。

それで、人口のバランスということについてでございますけれども、お話のとおり、先ほど申しましたとおり、小学校単位ではふえているところ、減っているところ、残念ながらある現状にございます。これは、子供さんだけではなくて、その全体の人口も先ほど申し上げたとおりの状況があるということで、全体的にバランスよくふえればということはもちろん、これは理想的ではございますけれども、なかなかそうはいかないところがあるということです。

それで今例えば、アパートといいますか、そういった子供たちが入った、子供たちといいますか、そういった方々に優遇できるようなアパート政策とか今取り組んでいるところでございまして、今後そういったことには取り組んでいながら、全体のバランスを全部同じにというのはなかなか難しいところでございますけれども、そういった工夫をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

そうですね、地域格差を感じていることのもう一つは、通学路の関係、やはり通学路であるからには、町で安全な通学できる状態というものを確保していかなくちゃいけないところではございますが、やはり鶴巣小学校に通うには、歩道がないというのも再三議員のほうから指摘あるとおり、または落合小学校の通学路になっているところも側溝にふたがかかっているとかというところがあるのにもかかわらず、通学路じゃなくて近道になっているようなところまで逆に整備をするとか、こういったこと

じゃなくて、やはり通学路というのはどういうものかと再度認識を改めていただいて、それにきちんと取り組んで、各地域取り組んでいただくことができないかどうかというこの地域格差、取り組んでいただいていないところに地域格差が生まれているんじゃないかという提案もあるんですけども、町長はどういうふうにお考えですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

小学校、通学路の整備ということですね。これは、大切なことだというふうに思っています。以前にも平渡議員さんとかご質問いただいておりますのでございまして、そういったところについて順次取り組んでいけないというふうには思っております。全部一遍にはできませんので、通学路に優先度という言い方がいいのかどうかは別としまして、その順番というものはついてくるというふうに思っております。

近道の整備というお話でしたが、ちょっとその辺わからないんですけども、通学路について言えば、おっしゃるとおりそういった整備ということは大切だというふうに思っておりますのでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

私も何でもかんでも同時に、何でもかんでも平等にということじゃなくて、ある程度大和町に住んでいる住民の方ならば同じサービスを受けられるべきという税の公平の観点からも申し上げておまして、例えば何月定例会か、臨時会かどうかわかりませんが、ちょっと過去のこと覚えていませんが、臨時会だったと思うんですけども、町のごみステーションで怪我した方がいて、それを町の保険で払うという事案があったんですけども、ごみステーションは地域の管理でやっているんですけども、そこは地域の管理でなっていないとか、やっぱりそういった町一律な管理していただかなければ、今後あそこはこうだとか、こっちはこうだというような意見になりがちだと思うんですよね。そういった面で地域格差が出ていないかというものをお尋ねしたかったんですけども、人口問題ですりかえられたような感じがするんですけども。

ですから、何かやるときに住民がこの地域で何かをやりますというときには、その地域の総意じゃなくて、大和町の住民全体が納得できるかというような考えで、政策をやってくださいという意味なんですけれども。その辺は十分承知かと思えますけれども、念のため町長はそういった考えで政策を立てられているかどうかというのをお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まちづくりの基本的な考えということだと思いますけれども、当然我々というよりも私の考えとしましては、町全体が同じようにといたしますか、発展するというのを第一義に置いております。ただ、それをやるやり方といたしますか、そういったものについて全部を一遍にということは、これは不可能でございますので、その中で優先度は何であるか、何が今必要であるかということの選択はやっているということでございます。おっしゃるとおり、ここだけがよければということは1回も考えたことがございませんし、それは当然の話で町全体が住みよい町になっていくという全体を見て考えるというのはそのとおりでというふうに思っております。そのようにやっております。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

それでは、2番目の産業格差のことに入ります。

企業誘致、農業、こういうことをやっていますという答弁受けましたけれども、やはりどう考えても私が思うに、過大な企業誘致のために農業商工業の衰退を招いているんじゃないかと思えます。

その中で、農業林業政策、何をやってきたかというものを読ませていただきましたけれども、これはみんな国がやることをやっているだけの話ですよね。だと思うんです。私いろいろ調べて町長が公約に掲げたものにこういった一文がありまして、地方自治体の主体的な取り組みが問われる時期ですということで、これ前提で。地域の個

性を生かした農業、商工業の振興と書いてありますけれども、個性を生かした農業政策、どのようなものをやっておりますか、お聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

企業の誘致がほかのものを衰退させるということ自体、いかがなものかと私は思いますけれども、農業につきまして、国の政策でやることはもちろん、それが必要だというふうに思っています、取り組んでおります。

それから、町独自ということになりますけれども、現在やっているとすれば、例えば作物についての補助制度、これについては町独自のものもプラスアルファして、そしてやっている部分沢山ございます。国ではこのぐらい出す、それプラス町がこのぐらい、各町村比べた場合にはこれに力を入れる、これに力を入れるというのがあります、それについては大和町としてこれを出しているというのがあります。よくお調べください。

それから、これは国より先にやってしまったことではありますけれども、土地の集約ですね、農地の集約、これにつきまして町独自としまして集約した預ける人、預けた人に対する補助、それから受けた人の補助、そういったことも国に先んじてやって進めてきた経緯もございます。ですから、そういった今現在もそのお話は補助制度とかそういうことでございますけれども、長い目で見ればずっとやってきておるところでございますので、その辺よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

今町長のほうから調べてみてくださいという話あったんですけども、私一般質問しているんですから、それをお答えいただきたかったんですけども。いかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

申し上げたことを調べてください。調べてくださいと申したらまずいですから、そういうこともあったということですから、そのことをご報告申し上げました。調べてくださいはい取り消します。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

そうしますと、確認いたしますけれども、じゃあ産業格差は生まれていないという町長の考えでよろしいんですね。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

格差が生まれていないということは言っておりません。それぞれに政策をやっているということでございます。その中で伸びとか、そういったことについてはあるかもしれないかもしれません。ですから、そういったものをなくするように努力をしているということでございます。

商業につきましても、農業につきましても、今申し上げましたとおり、それぞれの課題がございます。そういったものを一つ一つ形としてなってくるように努力をするということです。企業のことについて申し上げましたけれども、それで人口がふえる、働く場ができる、人口がふえることによって例えば商売にお客さんがふえるとか、そういったこともあるわけでございますから、全てが全部一緒に上がってくるわけではございませんけれども、そういった努力を皆さんと一緒にやっていかなければいけないというふうに思っております。今全くフラットで、皆同じような状況になっているというふうな認識はしておりませんけれども、そういったことの課題を克服するべく、一つ一つ努力をしているというところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

町長の答弁がそうであれば、答弁書をそういうふうにおつくりいただきたいということ、私の一般質問の1要旨目、2要旨目というのは生じていないかということでございますからね。今の現状をお聞かせくださいではないんです。その辺のところは十分承知かと思うんですけれども、その辺のところでは今後一般質問したときに答弁書をおつくりください。

3要旨目に入ります。

こちらのほうでは、町長みずから視察をする考えはないのかどうか、そういった答弁書には書いていないんですけれども、いかがですか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

定期的にということでございましたので、定期的にはなかなかできないというふうには思っております。私の場合、できるだけ歩くようにはしております。定期的にきょうここを視察します、あそこを視察しますというふうな形のものはやっておりますけれども、いろいろ歩く段階で町を動くことがありますので、そういうことで見回るということはおかしいかもしれませんが、そういったことで見ているところは見ているというふうには思っています。

ぜひこういうところは見るべきだとか、そういったことがあって、町民の方からお話があったり、例えば議員さんからそういうお話があって必要とあらばそういったところはもちろん見るわけでございますけれども、定期的にとどこを見るということではなくて、視察ということだと型にはまってしまうかもしれませんが、そうではなくてそういった目配り気配りをしているところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

定期的と言っても、何かスケジュールができればそれはできないというのは、やむを得ないところでございます。私が言いたいのは、もう少し課題を背負いながらやられたほうがいいんじゃないですか。月1回行かなくちゃいけないといたら、そういった動きはできると思います。人間やっぱり積極的に前向きに自分からこういうことはやるんだという目標をつくるからこそ、実行が伴うものであって、最初から定期的にというとできないだろうから、やれないだろうということじゃなくて、積極的に行ってください。

それと、町民懇談会の件なんですけれども、議員も基本条例作りまして、年に1回議会と町民の懇談会実施しておりますが、参加者少ないからということで、やめようかなという議論はならない。周知の仕方が悪いんじゃないか、またはもっとテーマを変えたらいいんじゃないか、そういったもので考えるんですけれども、町は参加者少ないとやめる方向に向かうというのはちょっとおかしい考えで、現在今行っている町民懇談会はそれはそれでいい試みだと思います。

ただし、それは、小学校単位の懇談会をやった上での補うところでやればいいんですけれども、その時間では足りないから地域の狭い範囲で時間をいただきたいからやるというならいいんですけれども、それを一方だけやって全体的な町民懇談会をやらなかったら、ますます町民参加というのは薄れていくと思うんですけれども、どうお考えですか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
懇談会について、お話しした中で参加人数が少なくなってまいりましたということは申しあげましたけれども、少ないからやめたのではなくて、少なくなったから多くの方に参加していただく方法を考えて、それで切りかえたところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)
千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)
それは、詭弁だと思います。ここで議論したら時間の無駄ですから、また機会ある

ごとに質問させていただきます。

3 件目、町内情報を議会に報告せよ。

議 長 (大須賀 啓君)

千坂議員、途中ですが、休憩します。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前 11 時 11 分 休 憩

午前 11 時 20 分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

町内情報を議会に報告せよ。

県の環境事業公社に震災による福島第一原子力発電所の事故で発生した放射能に汚染された瓦れきの8,000ベクレル以下の焼却灰を処分するに当たり、県から受け入れを依頼された。全員協議会で説明を受け、やむなく了承した経緯がある。その後議会に状況を報告することもなく、たまたま指定廃棄物の最終処分場の候補地に決定した際、議会で建設反対の意見書を審議する段階で初めて環境事業公社にさらに汚泥の受け入れ依頼を受けている事実が判明した。なぜ議会に報告しなかったのか、町長の考えをたずぬ。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまの質問ですけれども、最初に福島第一原子力発電所の事故で発生した放射性物質を含む上下水道施設から発生した汚泥焼却灰等の鶴巣小鶴沢にあります宮城県

環境事業公社への搬入に至るまでの経緯についてご説明いたします。

3月定例会でも説明いたしました、最初に宮城県から報告がありましたのは、平成25年4月22日でした。宮城県では県内7カ所の流域下水処理場を維持管理しており、流域下水道等から発生した汚泥等は、セメント材料とするなどして処理しておりますが、震災後は放射能レベルが高く利用することができないので、それぞれの施設内で保管しておきまして、そのまま保管し続けることが困難な状況であることから、小鶴沢処理場に搬入したいとのことでございました。

このため町といたしましては、最初に小鶴沢地区の地元への説明が必要と考えまして、平成25年5月2日に小鶴沢公民館で町と小鶴沢の地区役員の方々との協議を行いました。この説明会の中で、今まで受け入れている東日本大震災で発生した放射性物質を含む震災瓦れきの焼却灰等とは別の話であり、また環境保全協定で対象とした震災廃棄物4種類以外は、受け入れをしないとの約束違反であり、受け入れには到底承諾できないとの地元の意見をいただきました。

平成25年5月21日には、鶴巣地区の議員の方々に対しまして、小鶴沢地区住民の意見や協議内容について報告をいたしております。

町といたしましては、地元の意見を尊重いたしまして到底受け入れることはできないとの回答を宮城県に伝えた次第でございます。

その後、宮城県から協議の場を求められたものの、地元の強い拒否により、開催できなかった経緯がございます。

その後、宮城県から平成25年10月に下水道施設等から発生した汚泥焼却灰等の埋め立てについて、再度小鶴沢地区住民に説明会を開催したいとの要請がありまして、平成25年10月15日に地元説明会が開催できるように町に協力を要請されたものでございます。

なお、この会議には町としての出席は宮城県から求められなかったものでございます。

地元小鶴沢といたしましては、受け入れには反対であるが、地元住民への説明の開催には応じようという回答がございましたので、説明会は開催されたところでございますけれども、説明会では到底理解ができないとの地元小鶴沢住民の考えでありました。

その後、平成25年11月28日に宮城県環境部長と今度は町も同席した第2回の説明会が開催されました。質問した内容に対しまして回答があり、宮城県から前回に続き再度の協力願いがなされたところでございます。

翌11月29日に小鶴沢区長より連絡がございまして、地元としての強い反対には変わりないが、震災からの復旧・復興のおくれや、ライフラインとなる上下水道事業の停滞を招くことは、避けなければならないという強い思いから、反対には変わりはないが、判断は町長に一任するとの回答をいただいたものでございます。

町といたしましても、地元小鶴沢の皆様への反対の気持ちは十分承知しているところでございますが、これらの廃棄物は県民生活に密接に関係する上水道、下水道でありまして、今後の保管等の増加が継続すると県民生活や企業の生産活動に大きな影響を及ぼすことなどを考慮し、さらに宮城県の復旧・復興の促進のためにやむなく受け入れることを判断し、その旨を平成25年12月2日に宮城県環境部長に報告したところでございます。

また、報告後は放射性物質を含む産業廃棄物の小鶴沢処理場への搬入に伴う確認書につきまして、宮城県と町とで協議をし続け、確認書の内容につきましては、平成26年の1月15日に地元小鶴沢の役員の皆様方に説明をし、理解を求めたところでございます。

そして、その後平成26年1月20日に指定廃棄物最終処分場建設の詳細候補地に指定されたことによりまして、翌日1月21日に議会活性化調査特別委員会の議会におけるタブレット活用研修があったわけでございますが、その前に時間をいただきまして、指定廃棄物処理場の候補地に選ばれたことを説明させていただきましたが、その際にも報告をしております。

また、平成26年1月24日議会、全員協議会や平成26年2月4日に開催されました臨時議会で搬入までの経過について答弁をしております。

なお、宮城県と町、宮城県環境事業公社との確認書が締結されたのは、平成26年3月11日でございます。

以上が宮城県環境事業公社小鶴沢処理場に搬入に至るまでの経緯ということでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

まず最初に、焼却灰を受け入れのときに、県とか環境省もいたかどうか忘れましてけれども、来て全員協議会で説明していただいた経緯があるんですが、その状況と変

わる段階でなぜもう1回そういったものは考えなかったかということをお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

焼却灰受け入れは、8,000バクレル前の段階のやつですね。あのときに全員協議会でお話をさせていただきました。その後に、各地区、地域ということで順番にといいますか、段階を追って説明させていただきました。そして、受け入れをやったところでございます。この話が来たのはその後でございまして、お話のとおり全員協議会はやりませんでした。これまでの、以前の経緯ということもありましたので、最初の経緯をしましては20万トンの中に含めてという話で、最初の20万トンの中に含めてこれを入れてくれという話が県から来たところでございます。

それで、それは県のほうの考え方とするとそういうことで、一緒の考え方で来たということですね。でございましたので、それは違うよということで話をしたところでございます。その後、話の進め方といたしまして、やはり地元と地元の方々にご説明をということで進めさせてもらったところでございまして、全員協議会につきましては事前の経緯からあったわけでございますけれども、地元からの説明会というふうに考えて進めているところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

やはり、状況が変わるものであれば、県のことですから大和町議会がそこでどういふ議決をしようとも、入れようと思えば入れられる。でも、やっぱり最初全員協議会やってくれているのであれば、やはり県で来ないまでも町長は今こういう状況になっておるんですが、議員さんどのようなお考えでしょうかというお伺いも必要かと思えます。

我々は、町長と同じように直接有権者から負託を受けた二元代表制でやっているところで、どこかの地域の代表者じゃなくて、大和町の全体の代表者ということから考

えたら、こういう処理ではまずいと私は考えておりますけれども、いかがお考えですか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
前回の全員協議会の内容を踏まえて考えたところでございます。一番最初、1回目のことについて、全員協議会でお話をさせていただきました。その後、その話の中から地元をということで、地元の皆様方に説明ということで、その進みがあったところでございます。そういったこともございましたので、そのことを踏まえまして地元からの説明と考えたところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）
町民の皆様が地元ということは、それは理解できますが、議員各位で地元ということではちょっとなんか考え方がおかしいんじゃないかと思うんですけれどもね。何かかみ合っていないような気がするんですけれども。だから、今後そういったものがあった場合、その地元優先して議員には連絡ない場合も想定されるということなんですか。例えば今回の指定廃棄物の最終処分場建設地、吉田なんですけれども吉田の方々は知っているけれども、ちょっと済みませんけれども、吉田の人を悪く言うわけではないんですけれどもね。吉田の人は知っているけれども、ほかの議員は知らないとか、そういったことが今後出てくる可能性があるんですか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
これにつきましては、事案、事案だというふうに思います。やっぱり全てをとすることはなかなか難しいことがございます。そして、この必要性があれば当然やるわけ

でございますし、また今回の場合につきましては、お話のとおりその前に8,000ベクレル以下の20万トンというのにつきまして、皆様にご説明を申し上げ、皆様方の大きな意見をいただいて、そしてその中で地元で考えましょうという意見があったというふうに私はっております。

ですから、この件につきましては、地元の方々にお話をさせてもらったということございまして、報告につきましては、協定とかそういった部分でご報告するところの予定はしておりましたが、その前に1月20日という別件のものがあったものですから、その時間的な行き違いといいますか、それになったことは事実だと思いますが、そういう経緯がありました。

ですから、全てを地元だから地元だけということではなくて、その案件、案件、またはその状況、状況を考えながらそれをやっていかなければいけないというふうに考えます。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

その答弁を聞いて、案件、案件、ケース・バイ・ケースということなんですけれども、そうするとやっぱりこれはこういうふうにするべきだった、ああいうふうにするべきだったということになるので、一律やらなくちゃいけないものだと考えておいたほうがよろしいんじゃないですか。そのために、議員は18名いて、18名の議員が執行部に対するチェック機能を働かせようという考えのもとで18人で構成しているわけですからね。そういったものを踏まえると、町長の今回の対応というのはとってもまずいと思いますけれども。再度お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

全ての案件につきまして、議員皆様方に全てをご報告するという事は難しいというふうに考えます。それから、その内容の経過がございますので、その経過と途中経過とか、そういったことがございますので、どの段階でということはいろいろ考えな

ければいけないというふうに思います。

ですから、例えばまずこういう言い方をすると地元の議員さんという言い方をするとまたあれかもしれませんけれども、まず地元であれば地元の方々とかそういうやり方はいろいろあるんだというふうに思っております。それぞれの案件で。今回、先ほども申しましたけれども、最初に大きな20万トンという案件につきましては、皆様方に最初にご報告、その前に地元の方々に当然報告はしているわけでございますけれども、そのときに地元でやるべきであろうというご意見もあったところでございますから、2番目というか、焼却灰についてはそのことを踏まえて地元の方々からご説明を申し上げてきたという経緯がございます。

そして、1月20日という別な案件がその間に入ってしまったので、先ほど申しました協定とか結ぶ直前に、ですからそこについては順番が変わったというか、そういう状況にございましたけれども、今回のやり方につきましても、この経緯を考えれば、私は間違っていなかったというふうに自分では思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

それでは、町長が一律報告するのは難しいだろうという、その難しいという理由は何ですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

報告するものはどこまでなのでしょう。こうやって全員お集まりをいただいて、やるとすれば、全員協議会なりなんなりそういうところが出てきますね。我々報告ということになりますと、いろんな案件がございます。その中でどの案件についてどこまでというレベルではなく、全てとなりますと、常に通年での議会とかそういったことの中でやっていくという方法があるのかもしれませんが、なかなかそれは難しいんだと思います。現実的な問題として。

ですから、我々も必要なことという判断を、我々の判断でやりますし、いろいろご

相談をさせてもらって、こういったことについてご報告をしたいとか、そういった相談をさせていただきながら、皆様方に報告の場を設けているということになるというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

例えば、今回の案件で重要じゃないなんていう考えだから、報告しなかったというこの理解でいいんですか。私ね、指定廃棄物の最終処分場建設反対の意見書の文面を見て、何だかこれ何言っているのかわからないけれどもということで、局長にまで聞きに行ったんですけども、局長も知らなかったというんです。これでは、ちょっと議会と執行部でどうかなと思いますよ。私は、町と議会は車の両輪だとは思っていませんから、その辺のところを考えたら、今の答弁聞いたら疑いいっぱい出てきますから、それを透明にするためには極力がいいです。もう譲って。そういった情報は出すべきだと思いますけれども、さらに答弁をお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

意見書のときに内容がわからなかったということですがけれども、その前に先ほど申しましたけれども、お話ししているところがございます。内容について。あと議会の答弁でもお答えしております。その辺について、理解度について我々の説明が不足していたということなのか、それはわかりませんが。

それから、もちろん透明性というかそういうことはもちろんやっているわけですがございますけれども、全てを、途中経過まで全てを報告するという、これは現実的に難しいというふうに思います。ですから、必要なもの、そういったことについて必要なものというとその価値観も違ってくるということになるのかもしれませんが、そういったものについてご報告をして、そしてご協議をいただくときはご協議をいただくということが、そういう進め方だというふうに私は思うんですが。

議 長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

誤解を招くといけないんですが、最終処分場の候補地になった時点では、汚泥の受け入れのことは聞いていませんよ。間違いなく。それは間違いのないと思いますけれども、いかがですか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

最終処分場の確認書について、議会で決定する意見書のときということですね。ですから、先ほどもちょっと申し上げたんですけども、1月21日、皆様方にご説明申し上げたとき、知事とかが来てその午後だったと思いますけれども、あのときにもそのことについてはお話し申し上げているというふうに思いますし、その後議会でも1月24日とかの全員協議会、または2月4日の臨時議会等で、この経過について答弁をしているというふうに思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

最終処分場の候補地にならなければ、もっと後になるということかもしれませんよ。その辺を踏まえてやっぱり進んでいるものはこういったものはありますという報告は必要だと思います。

以上終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で千坂裕春君の一般質問を終わります。

次に2番浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

それでは、皆さん、通告書に従いまして3件、9要旨質問させていただきたいと思
います。

まず1件目でございます。

t o t o助成金を活用し、体育施設の改善を計画すべきでは、という件であります。
本町にあります体育施設も老朽化の跡が見えてきておる状況にあります。計画的な
修繕が必要になってくるサイクルに入ってきているのかなというふうに考えます。

さらに、利用者の利便性の向上と、利用率をさらに上げるという取り組みとしまし
て、施設の充実を図っていくべきではないかなというふうに考えます。

このような観点から、体育施設の改善に関し、町長のご見解をお伺いするものであ
ります。

1つ、t o t o助成金で空手競技用フロアマットを購入した実績がありますが、実
施に至るまでの手続と、実施によって見えてきた課題は何であったのか、まずお聞か
せいただきたいと思ひます。

次に、今後の体育施設の改善計画がどのようになっているのかと。

あと、3つ目といたしまして、指定管理者制度の導入の準備に入り、6月2日から
9日に募集説明会の案内に入っているかと思ひます。そういった中で、今後の施設改
善の主体をどちらでやっていくお考えであるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまのご質問でございますが、初めに平成25年度の体育施設の利用状況でござ
いますけれども、総合運動公園で7万5,435人、ダイナヒルズ運動公園が8,810人、体
育センターが1万8,344人、武道館が1万666人、合計11万3,255人でございまして、
前年度利用人口が11万4,074人でございましたので、819人ほど少ない利用状況となっ
ております。

総合体育館も平成4年度に開館して以来、20年以上が経過しておりまして、その他
の施設も経年による劣化が見られておりますことから、補修を進めているところでご
ざいます。

ご質問の1点目、t o t o助成金で空手用フロアマットを設置したが、実施に至る

までの手続と見えた課題はということでございますが、t o t o助成金とは独立行政法人日本スポーツ振興センターによります総合型地域スポーツクラブの拠点施設整備を初め、グラウンドの芝生化等の事業や、その他スポーツ施設等の整備についても対象となっている補助事業でございます、それぞれ補助限度額3分の2から5分の4による補助率により、スポーツ施設の整備を目的とするもので、空手用マットにつきましては、屋内競技施設としまして補助決定がなされたものでございます。

助成事業の手続でございますが、事業実施前年の10月までに独立行政法人日本スポーツ振興センター、J S Cから交付要項が示されまして、あわせて交付対象事業の募集が始まりまして、12月に交付申請書の提出となります。翌年4月に入って、J S Cで交付申請書の審査が行われ、交付決定が行われるところでございます。

今回の空手用フロアマット設置事業につきましては、平成25年1月11日に申請書を提出いたしまして、4月17日に交付決定通知がありましたことから、6月議会で補正をお願いしまして、8月に事業を実施したものでございます。

このような事務の流れになっておりますことから、当初予算において、t o t o助成事業を計画的に計上することが難しい状況にありますが、制度の活用につきましては、今後も効果的に活用を図ってまいりたいと思います。

次に、今後の体育施設の改善計画についてお答えいたします。

本町には、大和町総合体育館、陸上競技場、運動公園、テニスコート、運動公園多目的広場の4つの施設を持つ、大和町総合運動公園、また大和町体育センター、大和町武道館、そしてダイナヒルズ野球場、ダイナヒルズテニスコート、ダイナヒルズ多目的広場の3つの施設を持つ仙台北部中央公園と体育施設につきましては、全部で9施設ございます。そのほかに、宮床、玉ヶ池、三ヶ内、鶴巢山田、北目、砂子沢にそれぞれ運動広場を開設しておりまして、数にして15の施設がございます。

体育センターを初め、ほとんどの体育施設が15年を経過し、経年劣化も見られますことから、部分的な修繕を行いながら利用しております。

さらに、平成23年度に発生しました東日本大震災時におけます体育施設の被害に対する復旧工事は終了しておりますが、老朽化してきている機械や装置類の管理におきましても必要な修繕を加え、適正な管理を実施しているところでございます。

今後必要な修繕につきましては、さまざまな補助制度を含めまして、補助メニューを精査しながら、修繕に努めていきたいというふうに考えております。

続きまして、指定管理者制度の導入後の施設改善の主体に対するご質問でございます。

体育施設の指定管理者制度につきましては、社会文教常任委員会を初め、議員の皆様方のご理解とご指導によりまして、今月に入り2日より公募の開始を実施しております。11日に説明会を行い、7月7日までの応募の受付を行うこととしておりまして、多くの応募がされることを願っておりますが、施設改善に伴う主体のあり方についての考え方につきましては、修繕費として年間400万円を盛り込んだ委託予定をしております。ただし、1件につき130万円未満につきましては、指定管理者が実施、130万円を超える場合は教育委員会と協議しながら、実施することとしておりますが、利用者の利便性に向けた施設管理運営に向けて、指定管理者の決定により協議しながら利用率向上に向け、進めてまいりたいとこのように考えております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

浅野俊彦君。

2番 (浅野俊彦君)

それでは、1要旨目でもう少し議論を深めさせていただきたいと思います。

t o t o助成金の存在はもちろご認識をいただいて、実績としまして空手マットを購入したということで、補助限度額等もご承知かと思っておりますけれども、大分案件によって実際には補助率、補助額が変わってくるやに聞いております。

具体的にJ S Cの要綱の中に、一切補助額は何%みたいな表記がないのも現状でありまして、1要旨目のところで実際に至るまでの手続というところで行くと、前年の10月にある意味交付要綱が出されて、12月の段階で交付申請をしなきゃいけないということで行くと、通常の来年度の当初予算の編成というところからすると、ぎりぎりなタイミングなのかなという気がしておりますけれども、そういう意味でまずt o t o助成金の有用性はもちろん認識していただいているというふうに考えますけれども、まずその点を確認させていただきたいのと、あと見えた課題ということで確認をさせていただいた中で、結果具体的に何が課題なのかなというところで、先ほどの答弁書の中身を拝見すると、当初予算になかなか入れづらい、結果的には補正で予算化をしなきゃいけないという部分が課題であるというような表現での回答になっておりますけれども、そのような認識でよろしいのか、確認お願いしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今議員お話しのとおりでございますが、あのとおりというか10月に要綱が発表されて、そして12月から交付申請となりますけれども、この段階で当初予算にということについては、もっと難しいことがございまして、予算をどうするかと、資源をどうするか、決定するのが4月に入ってからでございますので、そうなりますと当初予算の段階では来るか、来ないかはっきり言ってわからない状況ということになります。

それから、お話のとおりその割合は3分の1から何ぼということがあるんですけども、これについてもその都度、言ってみればt o t oの売り上げによってといたしますか、そういったことがございますので、その辺のつかみ方が非常に難しいところがあるということが大きいところでございます。

ですから、事業に取り組むに当たって、一般会計予算でまず組んで、その予算を確保した中で進み、そして言葉は悪いかもしれませんが、うまくいったらt o t oで切りかえるというか、そういった形に、結果的にはそういうふうになってくるようなものでございますので、その辺の難しさがあるということですね。

それから、これは繰り返しになりますけれども、率が変わってくるということがございますので、その辺の難しさはあるというふうに思っております。使って、非常に有効な補助制度だというふうに思っておりますが、その辺の難しさがございまして、原資はもともと用意しなきゃないという、こちらサイドの考えといいますか話ではありますけれども、そういったことがあるというふうに思っております。

そういった形でございますので、非常に難しさはあるわけでございますけれども、そういった補助というのを活用するということは、いろんな事業運営がございまして、工夫しながらといいますか、使えるように配慮していきたいとは考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

再度ご答弁いただきましたけれども、やはり具体的な一番の課題という意味では、補助率がなかなかわからない中、一旦原資を用意しなきゃないという中でのお話でありましたけれども、全くある意味そのとおりかなというふうに思いますけれども、これまでも私も総合運動公園のグラウンドの再整備のお話もさせていただきましたし、

その後もほかの議員の方々もある程度グラウンドの整備、または体育施設の整備をという声は大分あるやに思います。

助成金の性質上、どうしても一旦原資の用意をして、ある意味予算ついた分補正で落とすというような処理にならざるを得ない部分もあるのかと思いますけれども、そういった意味では、議会側も計画を持った改善計画を実施していただくということに対しては、プラスの方向では反対するものでもないかと思しますので、ぜひ前向きな改善計画をまず立てていただきたいなと思います。

そういう意味で、今後の改善計画と言って2件目の要旨に移させていただくんですけども、私の質問させていただいた内容としては、必要な今後の改善計画ですね、いろいろ設備の充実を図るという意味での改善計画の有無、またはどういうふうな年次計画、中期計画でやられているのかという点を確認をしたかったのですが、答弁書の最初の答弁のお話ですと、どちらかという修繕のお話になっていたものですから、具体的な今後の改善をどのように考えていくのかという視点に関してお答えをいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

改善ということございまして、修繕計画といいますか、これにつきましては耐用年数とかございまして、その中で年次的なものが出てきているんです。それで、その計画にのっとり、やるべきところございまして、なかなかそれにも対応できない現状があります。それで、そこで優先順位をつけながらということで、全てに関してそういったことにはなるんですが、そうやらざるを得ないということがあります。

改善ということについて、ちょっと済みません、改善というものについて例えば新しいものをつけるとかという、今まで以上レベルアップをするという意味合いのことになるんでしょうか。

例えばトレーニングセンターとか、そういうものについて新しい器具を入れるとか、そういったこととか、そういったものについてはご要望があつて、また必要性を感じた場合にやっていくとか、またこれは小さなことかもしれませんが、ニュースポーツとかそういったものについては新しいスポーツになりますので、そういったものは新しいものを取り入れるとか、そういったものについては、その都度と言ったら

語弊あるかもしれませんが、必要性に応じてそういったものはプラスしていかなければいけない必要性があるんですね。といったものの改善はやっていくということです。

それから、施設についての修繕じゃなくて改善というと、例えば今までないスポーツに取り組みたいので、新しい、例えばネットの高さの違うものとかという、用具の話しかちょっと思いつかなくて申しわけないんですけども、そういう場合につきましては、先ほど申しましたとおり、ご要望があって、全てではなくてそういった取り組む方といたしますか、大勢おいでで、必要とあればそういったものに話ししていくというふうなことになると思います。

今具体的に新たなものに改善をするという具体の計画は持っておらない状況にあるのは、現状でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

全国的にいけば、人口減少する中もちろん t o t o の助成金の売り上げも頭打ちになってくるのではないかと。さらにいろんな各地方公共団体で、重複して結果的には国債で賄っていたりする部分の重複した施設をつくる必要はないのかなというふうには思いますけれども、本町の体育施設を見た場合、以前からお話しさせていただいていますが、グラウンドの暗渠の問題であるとか、平坦さの問題でありますとか、あと陸上競技場を見ても、県の準指定コースでありながらなかなか特に夏場なり、お昼休みに食事するような場もなく、結果的に倉庫から荷物を出して、倉庫を休憩所がわりに使われている方がいらしたり、あとダイナヒルズのほうを見れば、野球場のグラウンド関係も傷んできているのかなという中、ある意味本町もこれまで人口増加の著しかったところ、このところちょっと鈍化が見えてきている中、危機感を感じて、そういったところの整備を中期的な計画も立てながら、実行していく時期なのではないのかなと考える次第であります。

t o t o 助成金のホームページを見ますと、いろいろ実績事例が見られるわけですが、石巻市内のスポーツ団体等の利用が目立つのと合わせて、近々でありますと、近隣の色麻町が当初土のサッカー場であったサッカー場を、人工芝に変えるという工事をされていまして、調べますと当初見込みの当初予算に対して、当初予定価格

の1億3,300万円に対して、結果的には落札9,300万円で落ちているようでありますけれども、その中の3,300万円をt o t o助成金から助成されたというような実績もあったり、やはり計画を持っている、つくるのかつくらないのかという部分でいくと、やっぱり危機感を持たれているか、持たれていないのかという部分がやっぱり大きいのかなと思います。

そういう意味で、今後の中長期的な改善計画が必要なのではないかという点に関し、お伺いをしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

施設の充実といいますか、そういうことだというふうに思います。人口の増加率の鈍化といいますか、その辺につきましては、起業のある程度落ち着いてきたということもあろうかと思えますし、その辺についてはあれでございますけれども、人口がふえようが、ふえるとかそういったことも大事でございますけれども、今住んでいる方々が充実した大和町での生活ができるということ、これは町としてそういった部分についても大切な部分だと思っております。

そういった中で今不足している部分といいますか、例えば休憩所の問題とか、ダイナヒルズもそのような課題がございます。そういったものについて、これから整備をしていかなければいけないというふうに思っておりますが、これもそうなりますけれども、どこから始めるかと、優先順位とかそういったこともありますし、あと今回ご案内のとおり、新しくそういった指定管理者という形で施設の管理、それから運営、また事業の取り組みといいますか、そういったことについてもいろいろ一緒にやっさいこうということでございますので、そういった方々のどなたがとられるかわかりませんが、そういった方々のご意見とかそういったものを聞きながら、今後やっさいかなければいけないというふうに思っております。

今の状況で今の施設だけでいいということではなくて、そういった使っている方々についての不便さというか、物足りなさとかそういったものについては、声を聞きながら町と、使う方々、また今度新たに指定管理者になる方々、そういった方々のご意見も聞きながら、今後協議していかなければいけない課題だというふうには思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

途中ですが、休憩したいと思います。

暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午後0時04分 休 憩

午後1時00分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

それでは、1件目3要旨目の話をさせていただきたいと思います。

現在検討しております指定管理制度でありますけれども、来年導入後の先ほども休憩以前にもありましたが、施設の改善、これをどのような、どこが主体で行っていくのかという点に関しまして、お伺いしたいと思います。

先ほどの午前中のご答弁では、改善に関して同じように修繕費のお話でありましたので、改善をどこが主体でやるのかという点に関して、お伺いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

指定管理導入後の改善ということでございますが、修繕につきましては先ほど申し上げました。小破修繕につきましては、基本的には指定管理者の方にやってもらうということで、一応見積もりとして400万円ぐらいの予算を見てもらった形の見積もりをとということです。そして、大きいものにつきましては、町と協議をしながら、町といますか教育委員会ですね。ということで、その基準として130万円をレベルにとというふうに考えております。

先ほどお話のあった例えば改善という中で、私が申し上げた施設の設備の小さいものとかそういったものについての改善については、改善といいますか新たに加えるものについては、需要とかそういったもの、指定管理者も見てもらった中で、これはそういう管理者かなというふうにも思いますけれども、ただ、休憩所とか新たなものの施設そういったものについての考え方については、今後指定管理業者さんとのいろいろ今後の契約関係、話し合いの中だというふうに基本的には思います。

ただ、新たな施設を新たにつくり出すというそういったことになった場合には、基本的には町のほうがなってくるのではないかというふうに思います。逆に言えば、指定管理者の方々が、言葉悪く言えば勝手にいろんなものをつくっていくということについても、これはいろいろ施設運営については、課題が出てくるというふうに思いますので、これは全て相談というかそういったことになってくるとは思いますけれども、新しいものをやるについては、もちろん提案とかあるでしょうし、こちらから提案とかもあると思いますけれども、基本的に金額のある程度張ってくるものについては、町が取り組むというのが基本というふうに思っております。全てをとということではなくて、基本的な考え方としてということで申し上げたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

指定管理のところについて、もう1点だけちょっとお伺いしたいところがございます。ただいま募集しております説明会並びに入札要項を見た場合の資格6のところでありました。県内スポーツ施設で実績がある団体ということで要件に載ってございました。非常にそういった意味ですと、限られてくる部分と実績があるイコールほかの近隣の県内の町村のところも一緒に管理しているという部分では、ある意味独自にここの運営のまたは稼働率を上げようというような取り組みを、ややもするとそういった視点が欠けてくるのではないのかなと。もう一方の見方からすると、複数の拠点があるので、トータル的に大きなイベントを持ってこようというようなお話もあるのかもわかりませんが、あえて県内スポーツ施設で実績があるところとした意図を確認させていただきたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の指定管理者、こういった競技場等については町としても初めての取り組みになります。したがって、ある程度実績が必要だというふうには当然思うわけでありませう。

それと、まず実績があるということは当然でございますけれども、県内ということに関して申し上げたことについては、この地区といいますか、県内の特有の気候の問題とかそういったこともあるわけでございますし、冬場の問題とかそういったこともあります。それで、全国に言えばいろんな方々が広くということはその1つあるかと思いますが、そういった面においてノウハウといいますか、そういったものを県内で持っているということが1つの必要性のあれではないかと、あれといいますか必要な項目ではないかということ等も踏まえまして、県内での実績ということを加えたところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

いずれにせよ、指定管理の導入も全てやっぱり財政の負担を軽減し、なおかつ利用者の利便性を高めていただくという動きの中での話でありまして、t o t oの助成金の活用も含め、既存の施設のみならず、計画を進めていっていただきたいと思っております。2件目のお話に入らせていただきたいと思っております。

全国学力テストの結果は、有効活用されているかということで、教育の成果を検証し、改善指導に役立っていることを目的とし、全国学力テストが実施されております。結果を受けた学校の対応こそが、点数ではなくてこれが重要なんではないかと考えます。このような観点から、現状の取り組みと今後の方策に関し、教育長のご見解をお伺いいたします。

1つ、昨年のテスト結果により、文部科学省または県教育委員会からあった具体的な改善指導の内容をお聞かせください。

2つ目、昨年の結果で見えてきた本町教育行政の課題と改善策は何であったのかと。

3つ目として、ことしの結果、これをどのようにいつ活用していくのかという件に

関し、お伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、全国学力テストに関するご質問にお答えをいたします。

まず1点目ですが、昨年度の宮城県の全国学力学習状況調査の結果は、小学校では国語、算数とも平均正答率が全国平均を下回り、一昨年より全国との差が広がる結果となりました。中学校国語は、全国平均を上回りましたが、数学は下回りました。また、授業の理解度では、小学校では全国平均を下回り、中学校国語は全国を上回ったものの、数学は全国と同程度でありました。

基本的な生活習慣では、長時間ゲームをすることが昨年度よりも増加をし、小学校では全国平均よりも高い数値を示しました。このような結果を受け、宮城県では平成25年10月2日、精神科医、有識者、教育関係者及びPTAで構成される平成25年度学力に関する緊急会議を開催し、1つ児童生徒の学習習慣の形成、2つ児童生徒の学習状況の把握、3つ教員の教科指導力の向上を教育委員会と連携し、学力向上に向けた具体的な取り組みを推進することといたしました。

これを受け、県教育委員会では10月16日に学力向上に向けた5つの提言をまとめ、各学校へ配付し、教員の授業力の向上を図っております。

次に、本町で昨年10月9日に第2回学力向上検討委員会を開催し、各校の課題と改善策について協議を行いました。結果、全体的な傾向として、小学校では基礎基本の学習の成果があらわれてきているものの、領域によつての差や学校間格差が問題となっていることがわかっています。中学校国語では、基礎基本の充実の学習が成果としてあらわれてきています。しかし、数学は基礎基本が定着していないため、小学校からの確実な積み重ねが必要であることが浮き彫りとなっております。

改善策として、各学校において課題を明確にし、校内研究の樹立による教師の指導力向上、少人数指導の工夫、スキルタイムや放課後の補習等各校で昨年11月までにとりまとめ、実践しているところです。

最後に、今年度の結果の活用についてですが、今年度の結果は、昨年と同時期の8月末に取りまとめられると考えております。その結果を受け、各校における平成26年度の課題改善状況を分析し、学力向上検討委員会により、町の状況を把握してまいり

ます。

また、各校の成果に関する情報交換を行い、今後の指導改善に生かしてまいりたいと考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

まず1要旨目の改善指導の内容はという話でありましたけれども、5つの提言が県の教育委員会からおありであったというお話がありました。5つの全ては後ほど議会のほうでも結構でありますけれども、最も本町でこの提言の中で気をつけなきゃいけないと思われた提言があればお聞かせいただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、お話をいたします。

5つの提言なんですが、5点ございます。

1つ目は、どの子供にも積極的に声がけをするとともに、子供の声に耳を傾けること。2点目は子供を褒めること、認めること。3点目は授業の狙いを明確にするとともに、授業の終末に適用問題や小テスト、授業感想を書く時間を位置づけること。4点目は自分の考えをノートにしっかり書かせること。5点目は、家庭学習の時間を確保することというふうな要旨としまして5点でございました。その中で町としましては、3点目の授業の狙いを明確にするとともに、授業の終末に適用問題や小テスト、授業感想を書く時間を位置づけること、4点目の自分の考えをノートにしっかり書かせることと、授業を大事にするということについて力点を置こうと考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

子供の授業の狙いをきちんと理解いただいて、自分の考えを持っていただくということ、私も非常に大事だと思います。学力テストの昨年の3月末、昨年の結果を3月末に公表された文部科学省のテスト結果の詳細分析によりますと、年収が高い世帯の子供ほどテストの成績が高く、低い層との差が開きつつあるというような分析をされているようであります。本当にこれから伸びしろがいっぱいあるお子さんが、そういった親のまたは世帯の収入にとらわれることなく、機会を均等に与えて、伸びたいと思っている子は伸ばしていただくようなそういった教育方針でぜひ進めていただきたいなと思いますけれども、2件目の中で1点だけちょっと気になった部分が、昨年の計画の結果、町のほうの改善策として、スキルタイムであるとか補修等を11月までに取りまとめて実践するというお話でありましたけれども、ある意味その子供たちによってテスト問題も違ったりされるわけで、ある意味あんまり点数にこだわられる必要は、私はなくて、それはある意味危険だと思っていまして、子供本位でどういう授業をどういうカリキュラムでやっていったらいいのかと、見直しをかけていくのが大事で、そういう意味でいくと11月のタイミングで委員会としてまとめていらっしゃるのかもわかりませんが、教育者、または担任の現場の先生方にもある意味裁量を与えていただいて、結果がわかり次第、授業の内容なりを見直すようなある程度柔軟な対応が必要なのではないのかなと思いますけれども、教育長いかがお考えでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、お答えをいたします。

確かに今議員がおっしゃったようなことが非常に大事かと思えます。つまり、小学校学力テストについては、小学校6年生なんですね。11月というのはまさに卒業を迎える前なんです。中学3年生については9月以降になれば既に受験の体制に入りまして、受験勉強に臨むという、またその6年と3年生の傾向が下学年の傾向かと言えばいずれも生じます。

そういう意味で議員さん方に予算をお認めいただいたんですけれども、26年度については4月に標準テストを全学年2教科ですけれども、実施をします。まずもって、4月の段階で例えば2年生、3年生、4年生ですね。そのクラスの子供の課題なり、逆に成果もありますけれども、その辺を把握すると。そして、課題があれば、その課

題について学級担任、教科担任が指導の改善を図って、そして課題を克服するという、そして12月に再度標準テストを実施いたします。そして、その教科担任なり、学級担任の指導の成果がどの程度上がったかを12月に確認したいと思います。その後、その時点で不足分については、やはり同じ学年で学習する内容については、その学年で定着させるということを前提にしたいと思いますので、3月までの間になるべく既習内容についてはクリアできるように、理解できるような指導を続けると。そして、次年度の学年に引き継ぐというふうな、1年の中での指導の改善を今年度から2回の標準テストを行うことによって、実施しようと考えております。

また、先生方については、やはりいろんな課題がございましたり、あるいはいろんな分掌事務処理で大変なんですね。課題改善のために、問題をつくったり、分析をしたりも大変ですので、問題データベースというものを今回用意しました。授業中でできる問題、あるいは朝自習に使える問題、課題改善に使える問題、家庭学習で使える問題というふうなさまざまな内容の入ったソフトを準備いたしました。先生方がその課題に合った指導ができるように、1年間の中で責任を持って、子供たちの成果を上げるような指導を行うというふうなことで、現在昨年とは違った形での新たな取り組みを始めているところでございます。

議長 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

教育のほう、やはり主役は児童生徒であって、そこに実際に接しておられるのが担任の教諭さんであったり、各教科担任であったりというところで、ややもすると報告のための報告を求めるだけにならないように、ぜひ現場経験も長い教育長の担当時代も思い出していただきながら、各教諭さん方が授業に没頭できるように、そういった意味での行政改革を行っていただければなと思います。

最後に、教育長、もう1点今の件でご意見ありましたら、お願いします。

議長 長 （大須賀 啓君）
教育長上野忠弘君。

教育長 （上野忠弘君）

ただいま申したとおり、やはり教員の指導力の改善なり、力をつけないことには、子供の結果に結びつかないと。家庭や子供もあるんですけども、まず教師自身の分析力なり、指導力の向上を今後図りたいなと思うことがございます。

それから、最後に1点、先ほど文科省のほうのデータとして、収入格差と学力格差というふうなことがありましたけれども、文科省のほうのでもその辺についてこのような分析をしている部分があったんですね。

学力の格差は確かに年収にあるけれども、言えることがあったと。それは、親と子供と一緒に生活をしたり、夕飯を食べたり、あるいは博物館に行ったり、動物園に行ったり、親子ともに生活する子供は、決してそうではないんだというふうなことを文科省も言っております。ですから、学力格差というものが経済ではなくて、やはり家庭にあるということも今後親御さんたちに伝えていきたいと考えております。

議長 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

ぜひ期待をしております。

では、3件目の質問に移らせていただきたいと思います。

発展性のある町民バスの再編をと題しまして、来年度実施を目指しまして、地域公共交通検討委員会におきまして、町民バスの再編とデマンドバス導入の検討をさせていただいております。児童・生徒・高校生のみならず、今後高齢化が進むにつれ、免許証を返納されたりする方がふえることが予想されまして、今後のまちづくりを考える上で、町民バスの再編というのが非常に重要になってくるのではないかと考えます。

このような観点から、現状の取り組みと今後の方策に関し、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

1つ、町民バス再編における基本的な考え方は。

2つ、地域公共交通委員会の活動状況と審議の内容は。

3つ、現状利用者のみならず、潜在する住民ニーズを想定すべきではないかという点に関してお話を伺いたいと思います。

議長 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、発展性のある町民バスの再編についてでありますけれども、最初に町民バス再編におけます基本的な考え方に関するご質問にお答えをします。

町民バスは、民間バスの路線撤退によります高齢者等の交通弱者の交通手段の確保を図るために、平成11年10月に運行開始いたしました。近年は、9路線のうち宮床線を除く他の路線では、全く乗客がない空便運行が多い状況になっております。

このことから、現在の町民バスの見直しを行いまして、住民ニーズに合った公益性の高い効率的で持続性のある交通システム確立のための基本方針を策定するために、地域公共交通検討委員会を設置したものでございます。

次に、地域交通検討委員会の活動状況と審議内容に関するご質問でございます。

地域公共交通検討委員会は、昨年度3回開催しておりまして、現行の町民バスの現状と課題を踏まえまして、デマンド交通導入の可否等を検討していただきました。第1回は、平成25年12月3日に開催しておりまして、検討委員会の所掌事項とスケジュールにつきまして、大和町の地域公共交通の現状と課題について、アンケート集計結果について、デマンド型交通システムの概要について、の4項目について共通認識を持っていただき、審議をいただいております。

第2回目は、26年1月21日に開催しておりまして、デマンド交通システム導入事例を紹介いたしまして、デマンド交通システムについての意見交換を行っていただきました。委員からは誰も乗っていないバスが走っているのは無駄という声を地域でもよく聞くので、予約があったときだけ運行するデマンドは効果的、効率的といった意見を多くいただいたところでございます。

第3回は、平成26年2月24日に開催しておりまして、新たな地域公共交通の方向性の検討について、ご審議をいただきました。審査結果、方向性といたしまして、デマンド交通システムを採用することといたしまして、4つの案の中から黒川高校生の通学の足としての利用が多い、宮床線を小野もみじヶ丘、杜の丘地区に限定した定時定路線として残すことといたしました。宮床難波と吉田地区を同じグループといたしまして、同様に鶴巢落合を同じグループとしてそれぞれタクシー2台ずつの車両によりますデマンド交通システムで運行することを基本方針としたところでございます。

なお、今年度は検討委員会を3回開催の予定でございまして、具体的な運行の検討と協議、デマンド運行計画案の検討と協議を経まして、デマンド運行計画案の策定を行う予定としております。

最後に、現状利用者のみならず、潜在する住民ニーズを想定すべきではについてのご質問でございます。

昨年実施いたしました大和町の地域公共交通に関するアンケート調査では、仙台市方面への路線延長を要望するご意見など数多くのご意見をいただきました。本町は、吉岡地区に商業施設、医療施設や公共施設が集中している状況にございまして、周辺地区と中心部の吉岡地区間を移動するための交通手段を確保するための町民バスを運行しております。仙台市等の町外への運行につきましては、町が運行する地域公共交通であり、民間のバス事業者との競合により経営を圧迫することにもつながることから、町民バスの運行は町内に限定してございまして、他市町村間の移動は民間路線バスを利用してもらうこととしており、町民バスは民間幹線に接続する乗り継ぎを基本としております。

アンケート調査からもさまざまな住民ニーズがあることは承知しておりますが、これらのことから町外の運行は現時点としてはちょっと困難であるというふうに考えておるところでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番（浅野俊彦君）

まず、1 要旨目の基本的な考え方ということで、先ほどの答弁でいただいたお話でありますと、公益性の高い効率的で持続性のある交通システムというお話でありましたけれども、空バス運行をなくすという意味でもデマンドバスの運用というのは我々も提案していたお話でありまして、そこに関しては、全く異論はない話でありますけれども、その他今の審議状況をちょっとチェックをさせていただくと、あとのところである吉岡地区と周辺地区の移動、これがメインでのアンケートの設問で、結果今一番基本的な考えとして提示をされているのは、この部分なんではないのかなというふうに思いますが、吉岡と周辺地区を結ぶんだというのが基本におありなんではないかという理解をしましたが、基本的な考え方として私の理解は正しいでしょうか。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

デマンドバスに限らず町民バスにつきましても、吉岡地区という言い方になってしまふところではございますが、例えば病院とかそういった施設、そういったところに対しての足といいますか、交通というふうに考えております。そういうことでございますので、結果的に吉岡地区という形の、吉岡に黒川病院とかございますのでそうなるってしまふところではございまして、そういった意味で要するに施設利用、多くの方々が一番必要とする施設等に来られる足というのが基本というふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

必要とされる施設に住民の方が行くための足というのを基本とされているというお話でありました。まずじゃあ、住民というところでもう一度確認をしておきたいところでもありますけれども、地方自治法による住民となれば、その団体に住所を置かれる、自然人あるいは法人とされております。これは言うまでもありませんけれども、大和町内見た場合に産学協同でいろんな事業を進めている中、もちろん吉岡地区にいろんな公共施設があるわけでもありますけれども、それ以外にここから先に行けば総合運動公園があり、さらにもう少し南のほうに行けばもみじヶ丘、杜の丘の団地もあり、そこから先に行けば大和町内に宮城大学があり、隣の市にはなりますけれども、県立の図書館があり、というところで今現在の検討委員会でお話しされているデマンドバスの運行はいいんですけれども、基幹であるべき町民バス、それを考えた場合に現状今通われている方がいらっしゃる宮床の石倉地区、もみじヶ丘を回って、結果的には黒高前に行くという路線ではありますけれども、そこに至る路線を今私が伺っている話ですと、どちらかというと団地を通過して4号線を通って、結果的に黒高に入るというラインで今検討が進んでいるように聞いております。

町内にはいろんな施設が点在する中、民間のバス会社が再三合わないのではないかなという部分で、ある意味参入できないようなといった点を結んでいく必要があるのではないのかなという意味で考えると、4号線が1つの大和町の交通の背骨だとした場合、今後の将来を考えれば、北四番丁大和町線がもう1本の背骨になるのではないかと。その北四番丁大和町線を見た場合に、県立図書館、宮城大学、団地があつて、総合体育館を通過して黒高前を経由してこれはかなり希望的なところありますけれども、

ダイナヒルズ、あそこにつなぐようなある意味公共施設をつなぐというような、宮床線といういい方がよくないのかもしれないですね。各点と点をつなぐという意味で、そういったメッセージが私にはあってもよろしいのではないかと思います。

特に、調べてみますと宮城県の県立図書館、大和町の今の利用者数を調べてみますと、平成25年度で6,620人の方が登録をされております。全体の2.5%になるわけですが、トータル総数で6,000人多いようにも思われますが、近隣の富谷町でいくと、今現在昨年度の登録者数で1万9,141人いらっしゃって、うちの次に登録者が多いのが大崎市になるわけですが、5,718人と。やっぱり何が本町で今欠けているのかなということでも、交通の手段、先ほどの学力向上の話もさせていただきましたが、宮城県内であんなに勉強施設、勉強できるような蔵書がいっぱいある施設があっても、なかなか小学生、中学生行こうと思っても今行けないのが現状ですよ。それこそ、親御さんが送り迎えできる方なら別ですけども。

そういう意味で、町民バスの大型バス運用に関しては、1つのメッセージを持って、点と点を結ぶんだ、宮床線という言い方がよくないんだと思います。点と点を結ぶんだということで、南の県立図書館または町内にある宮城大学でUターンするかどうか、まずあそこを起点にするだとか、そういった形で点と点をつないでいくんだというようなメッセージが必要なのではないかなと思いますが、町長いかがお考えでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

点と点を結んでということ、大事なことだというふうに思います。そこで全体が回ってくればということもございますけれども、公共交通機関といいますかそういったものでございますから、利用する方々全てが同じ目的ではございません。それと、交通弱者対応ということもあって、今子供さんとかそういった方々に対するこれは大切なことだというふうに思っております。

ただ、全てをつないでということになりますと、これが公共交通の時間制もあるわけでございますので、そういった意味での利便性、そういったものも阻害されるということもあろうと思います。ですから、これは難しいことだと思いますけれども、本来循環して全部回ってという形のやり方も全くないわけではないと思いますけれども、

全てに乗るわけではないということもありますので、これはこのコースがベストとそのとき思っても、時期が変わればまた変わるということもあり得るコースだと思うんですね。黒川高校に行くということも大切なことです。ただ、一方で年度によって人数が変わってくるとかですね。

そういったことがありますので、これがベストでこのままずっと行くというのではなく、やっぱりその需要と供給という言い方がいいのかどうか、乗る方々の需要に応じて毎回見直しというわけにはいきませんが、見直しも必要になってくるんだというふうに思っております。

今回バスからデマンドになったということについては、効率性ということもありますし、またある面では時間制にとらわれない、利便性を使うという意味での方法でもあるわけでございますので、そういった意味で今回デマンドということ、そして1本だけ4号線沿いに宮床バス経由という提案がなされているところでございますが、議員おっしゃることももちろんだというふうに思っておりますが、今申し上げましたとおり、これでベスト、終わりということではなく、今後今回に限らず先々変わっていくということは当然想定されるところでございまして、その都度見直しは必要だというふうに思っておりますが、そういった考えを持ちながら、考えていかなければいけないと。そのとおり、おっしゃるとおりだと思っておりますが、その全てを網羅するのはなかなか難しい中で、今できるベストのことを考えてまいりたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2番 （浅野俊彦君）

決まったことが永遠だという話ではもちろんありませんので、見直しが必要だと思います。その中で、宮床線の話先ほどしましたけれども、宮床線というからやっぱりあれだと思うんですね。北四番丁大和町線、仙台との1つの柱になると思うんです。背骨にすべきだと思うんですね。

そういう意味で、結果的に利用者がふえて民間の会社さんが採算に合うベースだとなれば、民間のバス会社さんにその辺を譲ればいい話で、そういう部分を譲れない、採算が合うかどうかわからずに踏み切れない部分なんだけれども、有用性がある部分ではあると、私は思います。

大和中の子、または吉田小学校の子、鶴巣小学校の子もデマンドバスで吉岡に来て、夏休みにちょっと勉強したいなど県立図書館に行くであるとか、逆に宮城大学の学生さんに商店街の町の再生化を図ってもらうのに、今コミュニティプランナー制度等をいろいろやっておりますけれども、実際に学生さんが入ろうと思っても足がない方が多くて、教授は来られるけれども、先生は来られないというような状況もありますので、住民ニーズという意味では、非常にある種高いと考えますので、ぜひ最善の策の1つとしてご検討を続けていただきたいと思います。

済みません、ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で浅野俊彦君の一般質問を終わります。

続きまして4番渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番、2番、時間ぴっちりということで私のほうは少し早目に終わりたいなとも思っています。

それでは、最近の異常気象による災害の頻発を背景に、国はことし4月災害時避難勧告等発令指針を改定いたしました。その指針改定を受けて、町はどのように基準を整備し、どのように町民の理解を得ていくのか、町長にお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、内閣府ではことしの4月8日、市町村が災害時に避難勧告や避難指示を出す際の目安となる新たな指針を打ち出しました。これは、平成17年3月に出した避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドラインを9年ぶりに改訂したものでございます。

このガイドラインの改定に至った背景には、昨年10月に伊豆大島で発生いたしました土石流災害がございます。この災害では、被害が発生するまで町が避難勧告を出さなかったことが問題になったところがございますが、平成17年のガイドラインの指針

も曖昧な表現がありましたので、基準を明確に示し、自治体が避難勧告等の判断基準をわかりやすい内容に改訂したものでございます。

今回見直しされましたガイドライン案でございますが、この中では水害、土砂災害、高潮、津波の4項目につきまして、避難勧告等の判断基準が見直されておりますが、大和町におきましては、高潮と津波はございませんので、水害と土砂災害が関係してまいります。

さて、今回改定されましたガイドライン案の主な変更点は、次のとおりでございます。

まず1点目は、避難に関する考え方を改めて整理しております。避難は、災害から命を守るための行動であることを改めて定義しています。従来の避難所への避難だけではなく、家屋内にとどまって安全を確保することも避難行動の1つとして、立ち退き避難と屋内安全避難に分けて、基準を設けています。災害種別ごとに命を脅かす危険性がある事象、立ち退き避難が必要な区域の考え方を示しています。避難勧告等は、空振りを恐れず早目に出すことを基本としています。

2点目でございますが、避難勧告等の判断基準を可能な限り、定量的かつわかりやすい資料で示し、判断のための参照する情報を具体的に示しております。例えば、水害では、氾濫危険水位に到達した場合を判断基準の基本としており、基本的に夜であっても、ちゅうちょなく発令するとしています。土砂災害においては、土砂災害警戒情報が発表された場合を判断基準の基本としておりまして、土砂崩れの危険性が高い地域に発令するとしております。

なお、昨年の8月30日から特別警報の運用が始まりましたが、特別警報が出されたときは、数十年に一度というレベルの災害警報ということですので、この警報が発令された時点で、ちゅうちょなく避難勧告の発令を行わなければならないと思いますが、実際には特別警報発令の前段階で既に避難勧告を出している状況にあると考えております。

大和町におけます水害の場合は、吉田川と竹林川について氾濫危険水位を避難勧告の発令基準としており、今回改正された国のガイドライン案に沿ったものになっております。また、土砂災害につきましては町の地域防災計画で避難勧告等を検討する基準雨量を定めており、それを基準に対処してきたところでございます。現在の防災計画の中に示されている避難勧告を検討する基準は、3つのパターンがございます。1つの例としまして、前日までの連続雨量が100ミリ以上あった場合は、当日の日雨量が30ミリを超え、さらに30ミリ程度の強い雨が降り始めたときに、危険区域周辺住民

に対しまして、避難準備の広報を行うとともに、必要に応じて予想される災害及びとるべき措置について警告し、避難勧告や避難指示について検討するとしています。

このように、改定された国のガイドライン案のような基準にはなっておりませんので、現在行っている地域防災計画の見直しの中で改定された国のガイドライン案についても反映させていきたいと考えております。

しかし、防災計画におきましては、細かな内容まで示せませんので、防災計画とは別に町のガイドラインをつくらなければいけないと思います。国は、市町村が避難勧告等の基準を検討するには、関係機関との調整をする必要があることから、1から2年後までに見直しを求めることにしています。それまでは、現在の町の基準と改定された国のガイドライン案を参考にして、的確な情報を流してまいりたいというふうに考えております。

なお、どのように町民の理解を得ていくかということでございますけれども、今回国におきまして避難勧告等の発令指針が改定されたことや、その内容、それに伴う町の対応につきまして、ホームページや広報等を使い、町民に広く周知をしてまいりたいとこのように考えております。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)

渡辺良雄君。

4番 (渡辺良雄君)

今ご答弁いただいた中で、幾つか質問をさせていただきます。

地域防災計画の見直しを現在されているということでございますけれども、そしてさらには防災計画とは別に町のガイドラインを作成しなければならないというところでございますけれども、これにつきましては、ことしの4月にこの避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドラインですか、これが出たわけですがけれども、まだそんなに日が経っているわけではないですがけれども、一、二年後までという内閣府の防災担当も申しているようですがけれども、町としてはいつごろ、一、二年後ということですがけれども、どれくらいをめどに整備されるのかお聞かせをください。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは、できるだけ早くというふうには思いますけれども、それで県の計画とかそういういったものとの整合性というものを考えていくと、やはり一、二年という期間については、ある程度2年ぐらいの期間は必要ではないかというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

やはり一、二年はかかるのかなというふうにも思います。関係機関、特に国交省であるとか、気象庁であるとかそういったところとの協議も必要になってこようかと思っておりますので、そこいらとの折衝があつて自治体の計画ができ上がってくるんだろうというふうにも思います。

ただし、災害については昨年もそうですけれども、災害は待ってくれない、いつ何時来るかわからない、新ガイドラインが出たのに、その計画ができるまで何も無策でいいのかと、これは私は違うのではないかと思います。そうやってまいりますと、新ガイドラインを受けて町として明らかになっているような事項があれば、その明らかになった事項を逐次に町民の方々に理解していただくためにホームページ等で、あるいは何と申しましょうか、各行政区ごとに自主防災組織があるわけですが、その自主防災組織での訓練ですとか、そういった中に町から出向いて新ガイドラインの中にありますのが、ガイドラインの中で示しているのは、町の責務とそれから町民の皆さんというか、各人の避難行動の原則というのが細かに示されていますけれども、こういったものを町民の方々にお知らせをして、少しずつやっぱり理解をいただかなければならないかと思うんですが、その点についてはいかがでございましょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議員お話しのとおり、ことしの4月に内閣府から示されております。今後それに合わせて1年という話を申し上げましたけれども、そのことについて1年待っていると

いうことはなくて、ガイドラインとかそういった計画はもちろんそこまできちっとつくり上げるということはありませんけれども、その間において直すべきところといたしますか、そういったものにつきましては先ほども申し上げましたけれども、地区にお知らせする等々はやっていかなければいけないというふうに思っております。

川については、町のほうはそのラインに沿っているのでございますので、今までの基準どおりですけれども、避難の関係とかそういったものについて、それが最終ではないにせよ、町独自のものが出てくるにせよ、そういったふうに厳しくという言い方がいいのか、そういうふうに変ってきているわけでございますから、そういったことについて町の今の計画とももちろん見比べるところは必要だと思っておりますけれども、そういったものについては逐次地区にお知らせするなり、ホームページ、先ほども申しましたけれども、ホームページ、今議員お話しのとおり防災組織とかそういったところについて、現在こういうふうに変わりつつある、またこういった避難の考え方はこういうふうに変っている、そういったものについてはお知らせしていかなければいけないというふうに思っております。

議長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

逐次に町民の方々に周知していただくというお話を今いただきましたが、その方法についてはいろんな形があろうかと思えます。その中の1つで、ホームページ、もちろん大和町の広報紙もそうですけれども、ホームページも重要なお知らせをする方法だというふうに思いますが、もう一つは、ハザードマップですけれども、現在大和町が発行したハザードマップ、それからもう一つは地震等に対して防災マニュアル、これも出されているんですけれども、そちらのほうは土砂災害ですか水害とかそういったのは関係なくて地震のほうになっているかと思うんですけれども、ハザードマップのほうの水害、それから土砂災害に対応しているのかと思えますけれども、これはいつ発行されて、それから発行された以後転入された方々にはどのようにハザードマップを配布されているのかどうか、その辺の確認をさせていただきたいと思えます。

議長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ハザードマップでございますが、平成18年3月につくっているということでございます。それ以降は、地震とかあって変わってきているところがありますが、改訂のものはまだつくっておらない状況、それから配布については今そういう状況で新しいものができていないということと、古いものが在庫がなくなっておりますので、それぞれに転入してきた方々に配っている状況ではないと。したがって、ホームページとか、そういったところで見てもらう状況に現在あるということです。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

そうですね、平成18年に作成配布をされて、それ以後転入される方には配れないという状況にあるというのも、そのように私も思っておりました。やはり、ハザードマップを配れないのは、ちょっと問題かなというふうに思いますし、これは当面は新しい基準、ガイドラインに基づくものができ上がるまでは、これはできないと思いますけれども、以後これから検討を加えていただいて、改訂するときに、それから在庫、うれしいことに大和町は非常に人口増加しているということでございますので、これから先どうかわかりませんが、ある程度の何年後くらいかまでは、転入する方々にごみを出す日とか、いろいろありますよね。ああいうものと一緒に防災関係もお渡しできるのがベストかなと思いますので、ぜひご検討をお願いしたい。

それと、もう一つは、ホームページでございますけれども、大和町のホームページ、独特でございます、ほかの自治体のホームページと比べると、かなり独特だなというふうに思います。いい評価があるのか、悪い評価があるのか、それは評価が分かれるところもありますけれども、それは大事にする部分は大事にさせていただいていいのかなと思うんですが、ただ、このハザードマップの出ているホームページ、ハザードの四隅をクリックして動かすところがございますよね。私のパソコンまだ比較的新しいんですけども、クリックしてもなかなか動かない。いらいらしてしまうというか、もう見るのやめたとなってしまうくらい、いらいらする。

そういう防災関係でじっくり見たいなというときに、動かない。そういうホームペ

ージであってはならないんじゃないかと思うんですが、この点についていかがでしょうか。見やすさという観点に立って。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、ハザードマップでございますけれども、そのとおり平成18年ということで、それ以降震災があつてちょっと水の動きが少し変わったということもございました。今川の工事とかが終わっていますので、またそれで落ち着いてという形になってくると思います。それで、在庫もないということでございますので、今回そういうことでその辺の調査といいますか、鳴瀬川河川とかそういった方々ともいろいろ聞きながら、新たなもの、今度の計画等に合わせながらつくっていかねばいけないというふうに思っております。

それから、ホームページでございますが、褒めてもらったのか何だかよくわかりませんが、大和町で独自につくったホームページでございますが、宮城県で多分一番早かったんでしょうかね。職員がつくったホームページでございます。

それで、そういった面では独自性があるということでございますが、なかなか見づらくとかそういったご意見もあるのも、私も聞いております。今クリックして動かないというものについて、技術的なことなのか重いのか、その辺は専門的なことはわかりませんが、ホームページについても、前々から見直しを検討するというような考え方も持っている中でございまして、実際まだやっていないところでございますけれども、せつかくあるホームページでございますので、見てもらっていららせず、見てもらえるというようなものが必要だというふうに思っておりますので、その辺についても考えてまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

1つ、防災という観点に立って、私が恐れるのは、今現在これから一、二年かけてガイドラインに対応する防災計画を立てて、ガイドラインもつくってこうというふ

うにしている、実際に町民の方々に対する周知連絡がおくれていると、町としてはこれはやはり無策になるおそれがあると思うんですね。災害はいつやってくるかわかりませんので、この間に災害に襲われた場合に、町としては何の対応もしていないということになってしまいかねない。そういった災害の恐ろしさがありますので、ホームページなり、それから広報紙なりで町としてはこのように考え、このようにしていくんだと、それから新ガイドラインでは、各人の行動ということで町民といいますか、住民の皆さんに対して、こういうふうにしてくださいよということはかなり細かく出していますので、それらはもう早急に町民の方々にお知らせをしていって、町で新たな計画ができ上がったときには町民の方々から目新しいものは何もないねというふうになってこそ、町の準備としては万全ではないかと思うんですが、その点についていかがでございましょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話のとおり、計画について、計画がないからとか、できないからということはいえないというふうに思います。計画づくりはもちろんしっかりやっていかなければいけません、その間における行動等について、また活動、あり方といいますか、そういったものについてのガイドラインのガイドラインといいますか、そういったものについては住民の方々にお知らせをして、また自覚を持って行動してもらおうという部分もあるわけですので、そういったものはしっかり広報とかでお伝えをしていかなければいけないというふうに考えております。それから、自主防災組織とかにお伝えすることで、計画づくりと並行して実際やる部分については、行動して動いていくことが必要だというふうに考えておりますので、そのようにやってまいりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

最後にこの防災関連で、私もちよっと危機対策官には申しわけないんですけども、

何度も申し上げているんですけれども、町民の方からやはりこういう意見があるということだけは承知をしていただきたいなと思ひまして、ホームページに出ているハザードマップ、もう今はなき吉岡中学校とかいう言葉、それから役場の住所も町裏になっていますので、前の住所になっていたりするわけですね。そうすると、当初からの住民は、移転したのも知っていますし、吉岡中学校が大和中学校に変わったのも承知をしていますけれども、転入された方々というのは、あのホームページを見てわからないと思うんですね。

ですので、そこは何らかやっぱり1回考えるべきではないかなと思うんですけれども、技術的にちょっと難しいというお話も聞いていますけれども、検討してみただけかどうか、その辺だけ町長答弁いただけますでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
おっしゃるとおり、前のままの状況になっているところです。検討してということで、検討もして議員も今お話のとおり、難しいといひますか、あれを直すというのはいふお話もあるところです。何らかの方法があるのか、もう少し勉強して検討してまいりたいというふうに思ひます。

議 長 (大須賀 啓君)
1件目終わりですか。
途中ですが、暫時休憩します。
休憩は10分間とします。

午後2時03分 休 憩

午後2時14分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

それでは、2点目につきまして質問をさせていただきます。

これまでの企業誘致戦略に加え、観光戦略の検討をという題名で、本町は仙台市に隣接立地して、自然豊かな環境に恵まれた町であると思います。国道4号線とそれから北四番丁大衡線の整備により、市内からのアクセスは格段に向上しつつあります。

そこで、春の花見、春野菜、夏の登山、バーベキュー、秋のもみじ狩り、秋野菜などを目的とした町内の観光スポットの整備をさらに推し進めてはどうか。一例としまして、本町の玄関口となる北四番丁大衡線を行楽地的な雰囲気醸成のために県と調整をして、植栽を推し進め、桜、里山公園、宝蔵近辺、七ツ森湖畔公園など、桜やもみじを植林、管理を町民の皆さんの理解と協力を得ながら毎年イベント的に少しずつ工夫を凝らして整備し、観光地としてのステータス向上を図り、観光収入を増大することは可能と思われます。この際、他の市町村の観光政策を研究して、本町のさらなる観光戦略を検討してみてはどうか、町長にお伺いします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、観光戦略に関するご質問でございます。

本町の観光資源につきましては、宮床歴史の村、七ツ森湖畔公園周辺、船形山、七ツ森遊歩道と自然を生かしたものなど数多くございまして、毎年多くの観光客に来町していただいております。

特に、七ツ森湖畔では、四十八滝運動公園や陶芸体験館、七ツ森ふれあいの里、蛇石せせらぎ公園を一体的に整備してまいりました。さらに、立輪水辺公園や、釜やトイレを増設する等、利用者の増加に合わせて設備の拡大を行ったことにより、テニスや軽スポーツ、芋煮会、水遊び、キャンプ、自然散策、陶芸体験、釣りなど1年を通して楽しんでいただけるスポットとなっております。

また、南川ダム周辺の桜につきましては、町制施行35周年の記念事業で、各種団体のご協力を得て植栽したものでございまして、多くの町外者がお花見に来町されております。蛇石せせらぎの森は、町制施行50周年に合わせて、各種団体のご協力のもとに、記念植樹を行い、町民参加型の事業として整備を図ってまいりましたが、施

設の維持管理につきましては、町が森のインストラクター協会に委託をしている状況でございます。

観光収入の面で見ますと、主な直接的収入は、入館料や七ツ森湖畔公園内の直売所での農林産物の販売、芋煮会用の材料や木炭等の燃料販売などとなっておりますが、間接的には宿泊施設や町内小売店舗等にもあるものと考えております。

今後も地元商店や商工会等と連携を図り、大和町のよさをPRすることによりまして、相乗効果が得られるよう努力してまいりたいとこのように考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

今ご答弁をいただきましたけれども、この観光戦略としてちょっと研究をしてみると、実に間口が広いなというふうに思いました。最初簡単に考えていましたけれども、とっても重たいものだなというふうにも感じました。

重たいことはともかくとして、具体的な面では、大和町の玄関口として4号線と北四番丁線2つになるのかなど。4号線のほうはもう古くからあってですけども、北四番丁大衡線につきましては、まだ比較的新しい、それからもう一つは北山トンネルが完成をし、そして小野工区が完成をし、これから宮床工区ということで総合体育館のところまでアクセス道がもうすぐやってくるんだらうなというふうに思いますけれども、その玄関口である仙台市からの隣接部分ですね、県道ですので大和町独自でできるわけでは当然ございませんけれども、あそこの道路がちょっと無味乾燥な感じがするんですが、桜ヶ丘あたりまではケヤキが立派に育って、夏は炎天を覆う形で緑のトンネルというんですね、的な要素があるんですけども、県立図書館あたりから過ぎてあそこくぐりに入ると、何か高速道路のような感じがするんですけども、無味乾燥としたように感じるんですけども、植林について県とお話し合いとかそういうことはできないのかどうか、まず1点目町長にお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

道路につきまして、それぞれの管理がございますので、町道については町、県道については県ということがございますから、植林とかそういったことをすることについては、それぞれの管理するところと相談をしながらということになるというふうに思っております。また、植林の必要性といたしますか、そういったことについての考え方も一致させていかなければいけないところもございますので、相談ができないことはないというふうに思いますが、目的なりをきちっとした中でやるとすれば、町の考え方、今後の進め方、そういったことの町の考えをきちっと持った中で、相談するとすれば、そういった形でやっていけば相談はできるというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

県とお話し合いができるということがございますので、樹木は植えて大きな木を植えるとなかなか移植というのは難しいですので、比較的若い木を植えると思うんですけども、景観ができて上がるまでは何十年とかかかるわけでございますので、できるだけ早く植えたほうが立派な街路樹ができて上がるということだと思っております。ですので、その辺のお話し合いをぜひしていただきたいなと思います。

続いてですが、七ツ森の湖畔公園の桜ですとか、それからもみじヶ丘の脇にある桜里山公園ですね、かなり桜結構立派に育ってきているんですけども、もっとあってもいいかなど。あるいは、宝蔵周辺、伊達屋敷の近辺ももっと桜に包まれたらなというふうに感じるのには私だけではないと思うんですが、それで他の市町村の例で言いますと、柴田町では、柴田町桜の会というのがあって、郷土の誇りであり、町花でもある桜を子孫に伝え云々ということで、20年前、1978年ですからもう大分前ですね。20年間で1,000本桜を植えようという計画を立てて、推進してきている。これまでのところ、当初14名の会員で発足したこの桜の会も、今は100人になっていると。植えた桜も1,410本植えた。植えた桜については、苗木についてはオーナー制度になっていてということで、いろいろ考えながらやっているということでございます。

ですので、もちろん桜を植えれば植えっぱなしには多分できない、桜は難しいというふうに聞いておりますので、手入れをしないと全然だめになっていく樹木でもありますし、そういった柴田町の例もありますので、観光スポットとして花見客、仙台市内から先ほどの北四番丁大衡線、桜が咲いたら大和町に行こうぜというような戦略的

なことができないかどうかということが1つと、もう一つは、今度は管理という面で団地脇の桜里山公園についても、あそこを管理していただいている団体があるかどうかと思うんですけれども、それから先ほどの町長のご答弁の中でも、森林インストラクター協会ですか、に委託をしてということもございますけれども、やはりボランティアを育てていかなければ管理はできないのかなというふうにも思います。

この柴田町でもやはりボランティアでということやっておるわけですが、観光スポットに欠かせないのはやはりボランティアだと思うんですが、少しずつ、少しずつ、桜なりそれからもう一つは大和町の町木はモミジですね。もみじを植えて秋になったら、大和町のもみじを見に行こうぜと、仙台市民がこぞってやってくると。野菜を買って、お金をいっぱい落として帰ってもらうというために、少し研究してみる点についてはいかがか、これについては少し考えなければやっていけない部分があるかと思えます。いろんな本で地域観光の戦略云々をちょっと研究してみますと、従来型の遺産ですとか、そういったものではもうだめなんだというお話も出ております。そういったものではなくて、地域活性化につながる滞在交流型観光をやらなきゃいけないというような結論部分だけ今引用したんですけれども、そういったことで、新たに夢を見て育てられる部分というのがあるのではないかと思うんですが、その点についてこれからそういったことを検討してみるということについて、町長としてご答弁をいただきたいなと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず初めに、県道等への植林について県と話し合いをしてほしいということですが、これについてはそこにあっていかどうか、今後の管理の問題とかありますので、今すぐ話ができるというものではなくて、町としてどのエリアにそういったスポットをつくるか、どういったことの連動性をほかの観光地と持たせるのかとか、そういったものが必要だというふうに思っております。県道ですので、県と話し合いを持てることは持てますけれども、先ほど申しましたけれども、どういった形でやっていく、どの部分にどういった形で持っていったらいいのかとか、そういったものをきちんと積み上げてから、話し合いをやるのであればそういった話し合いができるというふうに思っております。

それから、いろんなスポット的なところ、桜の名所とか確かにそういうのがあればというふうに思っております。今も大和町、桜里山公園につきましては、ボランティアの皆様方が十四、五年になりましようかね、やっていただいております、毎年管理をしてもらって進めてもらって随分木も大きくなっているところがございます。南川ダムにつきましては、町のほうで管理をしていると。また、例えば八谷館とかああいったすばらしいスポットもありますし、それぞれにいいところがあるというふうに思っております。

管理につきましては、町がやる部分もあれば、ボランティアの方がやってもらう。浄斎場の脇からまっすぐおりてくる、脇と言いますか高田中町線ですか、あれについてもライオンズの方々にしだれ桜をずっと植えてもらって、そして管理をしてもらってということで、それぞれの地域、スポット的なものをつくってもらっております。大変感謝しておりますし、そういったものがどんどんふえてきて、憩いの場を求めて多くの方々に来てもらうというスポットといいますか、観光地が多くなってくるということは大変いいことですし、お話あった夢を持ったというようなことも必要だというふうに思っております。

それを、どのエリアにどういうふうに位置づけをしてやっていくかということは、これはしっかり考えていかなければいけないことであって、そのことがトータル的に観光につながるということになればいいし、そこでいろんなお客さんが来て、町のいろんなものを買ってもらったりということで、みんながその恩恵といいますか、あずかれるような手だてというのはやっていかなければいけない、今もやっておりますけれども、なかなかこれはすぐ成果が出るものでもなく、難しいところだと思っております、これまでもやってきております。

先ほど申し上げましたけれども、何十周年単位のそういったものとはということで、ですからこういったものは継続的にやっていかなければいけないというふうに思っております。ただ、そのことが全てあそこも、ここもというわけではなくて、計画性を持たなければいけないというふうに思っております。これは、もちろん行政もやらなければいけませんけれども、おっしゃるとおりボランティアの方々、また消防関係者の方々、または各種団体の方々とみんなしてやるということだというふうに思っております、観光客に楽しんでもらうということもさることながら、大和町民が憩える場というもの、数多くある町であるということは夢ある町になっていくなというふうに思っておりますけれども、そのことに対して、やり方につきましては、一概にこうやって誰がやるとかという簡単にできるものではないというふうに思っておりますの

で、いろんな団体の方々とか、または町からもあるかもしれませんが、いろんな提言とかご意見を頂戴しながらそういったものを考えていけばいいんだろうなというふうに思っております。

また、多くのお客さんが来てもらうということ、もみじヶ丘から入ってくるということも1つなんですけど、実は4号線からも入ってほしいところありますね。こっちを通って町の中を通って、南川のほうに行ってもらおうとか、そういうことによって町の中がにぎわうとか、そういったこともありますので、いろんな方面からのやり方というのは考えていかなければいけないというか、今もやっているところでございますけれども、これからも進めていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、そのやり方についてのご意見、きょうも渡辺議員からお話、そういったご意見も頂戴しましたけれども、多くの方々からもいただきながら、さらに何が一番といいますか、今後のまちづくりにより効果的なのかというものは、皆さんと考えて、そして一緒に取り組んでいかなければいけない、大きな課題だというふうには思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

1つご検討をお願いしたいなと思いますのは、やはり委託とかそういったのだけでは守り切れない部分があるかと思うんですね。ですので、町民参加型のそういうボランティアを育てる会といいますか、そういう方々をふやすのはやはり町の仕事でなければできないと思うんですね。そして、現在も桜里山を守る会の方々にちょっと聞いても、やはり高齢化してきているということで、もうあっぷあっぷ状態になってきつつあると。ここもやはり少し町として考えて、新しい人をボランティアの方だけじゃなくて、町としてそういった方々を育てるものを少し考えてみなければいけないんじゃないかなと。できるできないは、これは別問題で、1回は知恵を絞ってみる必要があるかと思うんですが、この点について町長いかがでございましょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ボランティアを募るといいますか、こういうことがありますのでご参加いただけませんかという声かけとか、そういったことはできるんだというふうに思っています。また、以前ではございますけれども、まちづくり、ちょっと正式名称忘れちゃったけれども、リーダーをつくる、リーダーを育てるための講座とかそういったこともやっていた経緯もございます。そして、そこで1年間なり研修をして、いろいろなところで研修の成果を発揮してもらって、さまざまな活動をしてもらうという、人づくりといえますか、やった経緯もありまして、その方々が今いろんなところで活躍している方もおいででございます。そういったものも必要なのかなというふうには思っております。

ボランティア募集というのは、町でというのはなかなかどうなのかな、例えば先ほど里山の方があったということであれば、そういった方々が高齢になってきて難しくなっている、それではボランティアを募集する。例えば広報でみんなに知らせてくれとか、そういう話だと比較的やりやすい、すぐお手伝いできると思うんですが、町として募集をかけて、このボランティアの方という、なかなかちょっといろいろ課題があるのかなと。

目的がはっきりした中でやることだったらできるか、その辺は研究してみたいと思いますけれども、基本的にボランティアとかというのは、自然に集まった中で立ち上げていくというのがまず基本だというふうに思っておりますし、その活動のお手伝いをするとか、そういったことについては地域保全としてのそういったこともできるかと思えます。このことに対してボランティア集まれということがどうなのか、ちょっと、内容にもよると思えますね。その辺ちょっと我々もボランティアのあり方、今ボランティア友の会とかいろいろあるわけでございますけれども、そういった方々のご意見も聞いたりして、我々ができることがどういうことがあるのかというのは、ちょっと研究させてもらいたいと思えます。

いずれ、こういったことについては強制的ではなくて自分から取り組んでもらうということが非常に大切だというふうに思っておりますので、そういった方々が集える機会をつくるといえますか、場のつくりかたとか、そういったことも含めて少し研究をさせてもらいたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。やはり、柴田町の桜の会なんかはかなり人がふえているという点では、こういったボランティア、やりようによっては人はふえるというふうにも思いますので、ぜひともお願いをしたいなど。そこにあるものは、やはり町としてのバルーンを1つ上げていただかないと、こういう方向で大和町は観光に力を入れるんだというようなバルーンがないとなかなか推進していかないのかなと。

そこで、段々に思い詰めていきますと平成16年に大和町は機構改革をされて、商工観光課が廃止をされて、産業振興課になったということでございますけれども、今のちょうどこれで10年たったんでしょうかね。産業振興課の中に観光班だったですかね。観光班長ですよ。観光班長だけで人的に観光に対して、執行部の観光政策に対する人手が足りているのか、足りていないのか。その辺のご検討をいただくわけにはいかないんでしょうかね。観光政策をとということですね。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

職員の配置のことにつきましては、全ての課において、全ての班においても全部十分な状況ではないんだというふうに思っております。仕事はたくさんありますので、それをみんなでカバーし合いながら今やっているところでございます。そういった意味では、職員も苦勞しながらやっているというふうに思っております。

機構につきましては、10年もたっておりますので、いろいろ考え方についてどうあるべきかということについては、考える時期にもなっているような気がいたしております。

議 長 (大須賀 啓君)

渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

早く終わるといいながら、あと12分しかない。言っていることとやっていることが

違う、言行不一致になっていますが、やはり他の市町村を見ますと、観光課を残している町村も沢山ございまして、そういったところの町村ではやはり観光課は観光課なりの組織として仕事をしているのかなと。当町は産業振興課でももちろん仕事はあるんですけども、課としての仕事ではないのかなと。その辺のところはどうなのかなという疑問をちょっと持ったわけでございます。

あと、もう一つお伺いをしたいのは、いろいろと近隣の町村を見ますと、例えば大崎市だとあ・ら・伊達な道の駅でしょうか、それから大郷町では道の駅おおさとですか、ありまして、そこではホームページもありまして、しっかりしたものを打ち出している。ちょっと行ってみようかなという気になるわけでございます。

当町のホームページを見て、観光関係を見ますとちょっと文章がすごく硬い感じがしまして、正直申し上げてちょっと行ってみようかなというホームページでは、私はないと思うんです。こういったホームページだと、なかなか来る人も来なくなってしまふというふうにも感じます。

ですので、このあたりからちょっと少しずつ見直すべきではないかと思うんですが、この点について、町長いかがでございましょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ホームページのあり方につきましては、先ほどもご指摘ございましたが、どうしても役所的なところがあるのかもしれない。文言の使い方とか、そういったものについて硬いということでございますので、例えばどういうふうに直せばいいのか、いろいろご指摘いただければ、そのとおりに直すかどうかは別としまして、そういったご指摘については耳を傾けたいと思いますし、そのほうがいいということになれば、当然いい方向にどんどん変えていくというのがホームページだというふうに思っておりますので、それがまたホームページの特徴だというふうに思っておりますので、そういったご意見をどんどん頂戴できればというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

いろいろとご答弁をいただきまして、ありがとうございます。この観光について、産建の方々を脇においてあれするのは、ちょっと気が引ける部分もあるんですけども、この部分を研究してみると奥が深く、どんどん話が大きくなって行って、夢が膨らんでくると申しますか、それくらい観光行政というのは夢があるのかなというふうにも思います。したがって、大和町にも1つ道の駅をつくるぐらいの勢いで、これから観光政策を見つめていただきたいなということをお願いして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

議長 長 (大須賀 啓君)

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

続きまして、10番伊藤 勝君。

10番 (伊藤 勝君)

議長のお許しがありましたので、3件5要旨で町長にご質問いたします。

まず初めに、鳥獣被害対策の取り組みについて、お伺いいたします。

近年鳥獣被害による農林産業に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっております。鳥獣被害防止のために特別措置に関する法律が制定され、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別措置法等についての定めることにより、鳥獣による被害防止のための施策が総合的かつ効果的な推進をして、農林産業発展及び農山村地域の振興に寄与することが目的とされている。

そこで、本町の鳥獣被害対策の取り組みについて、3点お伺いいたします。

まず1点目、鳥獣被害対策防止対策の計画、特に捕獲体制や捕獲計画など。

2点目、広域フェンス、電気柵、防護柵設置による被害防止対策は。

3点目、イノシシ、クマ肉の利活用や処理施設の設置などについてお伺いいたします。

議長 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 長 (浅野 元君)

それでは、鳥獣被害防止対策の取り組みについてでございます。

1 番目の鳥獣被害防止対策についてでございますが、鳥獣保護法及び鳥獣による農林水産業等にかかわる被害の防止のための特別措置に関する法律の規定のもとに、クマやイノシシ、カラスなどの有害鳥獣からの被害防止等に係る計画を定めた大和町鳥獣被害防止計画、これは平成24年度から26年度まででございますが、この計画、及びイノシシによる被害防止対策を定めました大和町緊急捕獲等計画、これは25年度26年度でございます。この計画を策定しまして、複合して実施することが効果的と言われる有害鳥獣が隠れる場所となる荒れた農地や里山を適正に除草を行うなどの環境対策、また広域的に柵などを張り巡らせての侵入防止対策、捕獲対策の3つの対策に取り組んでいるところでございます。

捕獲だけで農林作物の直接的被害を防ぐことは困難でございますが、被害の拡大を防ぐために有害鳥獣捕獲、要するに個体数の調整を行う必要がございます。大和町被害防止計画の策定当初、年間のイノシシ捕獲計画頭数を10頭といたしておりましたが、平成26年度には50頭に変更しまして、捕獲圧を強化しております。

具体的な措置といたしましては、県交付金を活用いたしまして、箱わなを8基ふやして10基、くくりわなを40基ふやして78基としまして、大和町有害鳥獣駆除隊の捕獲活動の強化を図っております。

次に、被害防止対策でございますけれども、本年度は侵入防止のための広域的な防護柵設置を計画しております。宮城県事業でございます集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業といたしまして、沢渡地区が指定を受けておりますので、県から獣害対策の専門家が派遣いただきまして、防護柵設置に関する指導のほか、総合的な対策のノウハウをご指導いただく予定となっております。

防護柵資材費用は、4,000メートル、今回考えておりますが、県補助金の補助となりまして、設置作業及び周辺の草刈りや柵の設置後の補修などの維持管理につきましては、地区民総参加で行う必要があるために、被害対策地域協議会として沢渡地区獣害対策協議会を5月13日に設置したところでございます。

また、肉の活用や、処理施設の設置でございますけれども、現在放射性物質の問題で宮城県内で捕獲したイノシシの肉を市場に流通する利活用は、困難な状況にございます。町内で捕獲したイノシシの肉から放射性物質の基準値を超えるものはございませんが、現在は土中埋葬、一部自家消費でございますが、土中埋葬で処理しております。焼却施設などの設置に対して、国の補助もありますが、維持管理等難しい面もありますことから、捕獲頭数の推移を見ながら慎重に検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

まず初めに、公明新聞の5月24日の改正鳥獣保護法という記事が載っていました。改正鳥獣保護法はふえ過ぎたシカ、イノシシなどが農作物や生態系に深刻な被害を与えている事態を改善するために、捕獲を強化する内容、個体数が著しく増加したり、生息地が拡大している有害鳥獣を減少させる計画を都道府県が策定するよう規定したと載っていました。

また、狩猟免許取得者の減少、高齢化を踏まえ、捕獲の専門事業者を都道府県知事が認定する制度を創設して、捕獲を担ってきた猟友会のほかに、警備会社などの参入も想定し、効率的な捕獲体制の実現を目指す、網わなを使った猟の免許が取得できる年齢を二十歳から18歳に引き下げ、若い人材の確保を進めている。このほか、人里においてきた鳥獣が人間に危害を加える事例の増加を踏まえ、都道府県知事の許可を得た場合は、住宅地での麻醉銃の使用を容認、また十分な安全体制をとっていることが確認できた場合に限って、都道府県や国からの補助事業の委託を受けた認定事業者に夜間の猟銃使用を認めた。鳥獣による農作物被害は、大体国で年間2,000億円前後で推移。被害の7割は、シカやイノシシ、サルによるもので、国はこの個体数を今後10年間で半減させる計画に乗り出して、これが衆参環境委員会で法案が成立して、附帯決議が行われたところでございます。

今までの現行というのは、野生動物の保護だったんですけれども、今度は管理の追加、また捕獲事業にしては市町村が今まで中心だったんですけれども、今度は都道府県や国も実施ということで、担い手ということで猟友会のほうが主だったんですけれども、今度は認定事業者も参入するということで、またわな免許、20歳以上が対象だったんですけれども、今は18歳まで拡大したという。また、麻醉銃の猟銃の許可が住宅地では禁止になったんですけれども、知事の許可で可能になった。また、夜間の銃は今まで禁止だったんですけれども、一定の条件で可能になったという改正鳥獣保護法という法律ができて、大分規制緩和がされたということでございます。

本町でもことしもう5頭、金取、若畑、高山、前河原ということで、5頭とりまして、先日ちょうど吉田に行ったときに、堀籠英雄議員から2頭とれたんだということで、すぐ見にいきました。50キロぐらいのが2頭とられていたようでございます。今

本当にイノシシというのは、クマの新聞記事も宮床にいっぱい出たとかという話載るんですけども、イノシシも清水あたりまでもう来ている。浅野 衛さんの竹林のタケノコなんかは全部ほっくり返されているというような状況下にあります。また、鶴橋浩之さん、鶴橋健一さんあたりの畑の芋などもやられているというような状況で、もう本当にふえ続けてというのが現状なのかなと思います。

イノシシは、基本的に年1回で春から夏にかけて四、五頭の子供を出産して、妊娠期間は4カ月ということで、食性はヤマイモ、クズ、タケノコ、ドングリ、昆虫、ミミズ、鼻で50キロから60キロの重さを簡単に持ち上げるということで、平成3年のときには丸森のほうにしかいなかったんですけども、今やもう23年度には栗原まで広がっているというような状況下です。

宮城県のホームページで見ますと、我が町も重点区域の20市町村に入っているというような状況で、警戒区域には隣町の利府町や富谷町、大郷町も入っているということで、年々増加しているというのが現状だとは思いますが。

イノシシも結構学習能力が高いそうです。くくりわなやワイヤーのにおいを学習して、それを、この前堀籠英雄議員の近くに行ったときには、わなを鼻で持ち上げるんだね、学習していてね。イノシシもやっぱり結構頭いいんですね。そういう部分で、やっぱり捕獲体制や捕獲計画などを、2要旨目には沢渡地区の被害対策協議会を設立したとなっておりますけれども、もう里におりてきているので、鶴巢のほうとか落合のほうに行くのは間もなくだと私は思っているんですけども、こういう対策を早急にしないと、ふえ続けている現状で町の職員、今堀籠君1人なのかちょっとその辺わからないんですけども、その辺町長はどう思うか、対策について伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

野生動物というか特にイノシシにつきましては、お話のとおり、急激にふえているというふうに思っております。平成3年に丸森、23年には栗原ということでございまして。私は足が短いので、雪が深いところにはいなんだというふうに聞いておった時代があったんですが、雪が少なくなったからふえているのかと思ったら、よく聞くと昔はいたんだそうですね。口蹄疫で全滅したんだそうです。という話を共済組合長さんから聞いたことがあったので、もともと住んでいたのかなというふうな思いはあり

ますが、それはそれとしまして、確実にふえてきている状況でございます。

それで、対策としてということで町ではくくりわなとか、そういったものをふやすということで、去年あたりですとくくりわなも数も少なかったこともありますけれども、なかなかかからなかったんですが、ことしはかける方もいろいろ猟友会の方とか、経験も積まれているのか、実績というのか、頭数がふえている状況にあるということです。それにしても、ふえ方がそのとおり、1回に五、六頭ですか、四、五頭ですか産むということで、年1回産むということですが、最近のイノシシは栄養がいいので下手すると2回産むという話も聞いております。ですから、どんどんふえるという状況ですね。

これは、個体数を減らすということが一番だというふうに思っておりますが、なかなかそのことについても規制もあり、またとる方も少ない、またわなでございまして、見えていながらつかめないということもあるということです。ですから、個体数を減らすこととさっき申し上げましたとおり、環境をそういう環境でないような環境にするということで、隠れる場所をつくれないうように草刈りをお願いするとか、またさっきありました防止柵をつくるとかいった形で、対応しております。

今の状況でいいのかといった場合に、まだまだこれは皆さんの協力をもらいながらやっていくということでございますので、柵をしたからといってそれがなくなるわけではなくて、どこかに移っていくという部分でありますので。ですから、柵をして済むという問題ではもちろんないと思いますが、だからといって全部柵で囲うというのもこれまた大変な話なので。1メートル大体1万円ぐらいの、1メートル1,000円ぐらいかな、の柵ですね。ということでございますので、これも大変だということで。

個体を減らす総合的なやり方、わな、または草刈りをして場所を減らす、または柵をつくとそういった総合的なやり方でやっていかなければいけないということだというふうに思っております。

職員体制につきましては、今1人ということでございますけれども、1人とは言いながら、職員、班体制の中で応援態勢もとっておりますし、またわな等につきましては、わなをかける人と、この間堀籠議員からですか、ご質問あった補助員といいますか、そういった方々の養成とかそういったこともやりながら、協力をいただきながら、やっていくということで進めていかなければいけないというふうに思っております。

このことについては、広く言えば大和町だけではなくて、もっと全体、全ての中で協力体制をとらないと、ここでよくてもそっちに行ってしまうということになりますので、そういった連携も必要なんだなというふうに思っております。

まだ、東のほうにはあんまり行ってないというんでしょうかね。道路を挟んで宮床でも457を挟んでこっち側とあっち側という話も聞きますし、そういった動きがあるようには我々も知っておりますけれども、これについては、今できること、最大限の努力をしながら進めていくということで、皆さんご協力をいただきながら、取り組んでいかなければいけない課題だというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

国の鳥獣被害防止総合対策交付金というのがありまして、何か補助率が2分の1ということであるみたいです。補正予算で出しているようですけれども、これは当然申請主義なのかちょっとわからないんですけれども、知事の許可が必要なのか、農林水産のほうで許可するのかちょっとわからないんですけれども、本町にも猟友会のハンターが先日所管からもらった鳥獣保護隊員ということで、19名ほどいるらしいんですけれども、基本的には町長が言ったように、数を減らさないことには里に下がって行ってふえる一方だと思うので、こういう猟友会のメンバーをしっかりと育成していくというのも大事じゃなかったかと。

ましてや今猟友会のメンバーが高齢化に入ってきて、若い人たちが少ないという部分があると思うんですね。そういう部分で宮城県でも新人ハンター養成講座というのをやっているみたいでございます。受講料として6,000円の負担をいただきますと、県の年間計画表というのがありまして、やっているようでございます。

数を減らさないことには、いたちごっこでやっぱり同じだと思うんですけれども、町としても若い人、先進地ではこの前読んだことあるんですけれども、職員のメンバーがなっているという記事も見たことがあります。そういう部分で、若い人の育成をどのように今後取り組んでいくのか、ちょっとお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

若い人の育成というか、要するに猟師さんというか鉄砲を撃つ方ということになる

んだと思います。今高齢化ということもありますし、それが現実だと思っております。若い方がなかなかそういったものに新たに取り組む人が少ないということ、金銭的な問題ばかりではなくて、そういったものに対してのいろんな思いがあるんだろうというふうに思います。

今報道では、若い女性がそういったものをして、私は狩猟何とかかんとかと言って、話題になっているところもあるようで、そういった方もおいでなんだとは思いますが、これやってくださいとなかなか鉄砲の話ですので、やってくれと願いますというのなかなか難しいところあると思います。維持管理とかそういったこともありますし、その辺の難しさはあるんだろうなというふうに思っております。

今さっきの話にもなりますが、補助員という形のお手伝い、要するに狩猟のあれではなくて、わなをかけるに当たってお手伝いをする資格といいますか、そういったものについて講習会とかやって、そして狩猟する方の負担を軽くするといいますか、そういったことについて町として県にお願いをしながら、講習をするとか、そういったことで取り組んでおるところでございまして、猟銃を持ってもらうものについては、いろんな面から考える部分はもう少しあるのかなというふうには考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

このぐらいで、ぜひ若い人たち、今町長のほうからも女性というような声も出ましたけれども、しっかり育成していただいて、この対策に取り組んでいただきたいなと思います。

今回、2要旨目に入りますけれども、沢渡地区対策協議会を5月13日に設立したと言いますが、もう沢渡から清水までおりてきているのでは、これが沢渡地区だけでいいのかという問題もありますし、町全体としてもっと大きな目で対策というのは考えていないんですか、ちょっとお伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このことについては、沢渡地区につきましては、先ほど申しましたけれども、集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業ということで、その地区地区で組織をつくっていただいて、そしてそこに資材は補助といいますか、提供しますと。その設置等は地区の方でやってください。また、維持管理についても地区の方でやってくださいという形のこれはシステムです。

それで、こういったことで清水までおりてくるということでございますけれども、そうであれば、清水でそういう組織をつくってもらってやるということも1つだというふうに思います。

ただ、これはなかなか難しいと思うのは、1カ所のこの地区ごとの田んぼ、畑がまとまっていればですけども、あっちこっちというのが現状だと思うんですね。そのときに共同のあれであれば、あれでしょうけれども、個人のものとなってきた場合にどこまで囲うとかそういった難しさはあるんだというふうに思っております。

したがって、これは県でも初めて取り組んでおまして、初めてといいますか、今始まったばかりでして、ですからモデルということになっておりますけれども、こういったことでどういった、効果はもちろんあるというふうに思っておりますが、維持管理とかについてどういった課題とか、今後そういったことも出てくるんだというふうに思っておりますけれども、そういったものを見ていかなければいけないというふうに思っております。

町全体でと言った場合に、町全体を囲うというのもまたこれまた大変なことになりますので、やっぱり町全体では考えるものの、対策は地区地区ということになってくるんだと思うんですね、こういう柵にしても。そういったことも含めて考えていかなければいけないというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

私も地元に戻ってしっかり地区でやれるような方向性でお話をしていきたいと思っております。

3要旨に移りますけれども、イノシシ、クマ肉の利活用や施設などの設置ということで、今回この交付内容にも設置内容の2分の1の交付金があるみたいなんですけれ

ども、こういうのを利活用して、やっぱり町長も食べたことあると思うんです。クマとかイノシシをね。私も何年前には、クマもイノシシも食べたことがあります。ウサギが一番おいしかったかなという記憶があるんですけども。

やっぱり猟友会のメンバーも結局は自分たちでとってきて、今いろんな部分で、放射能の問題とかもありますけれども、でも基本的には食しているんですね。食べているんですね。結局はね。だから、やっぱりどこか1カ所ぐらいというか、そういう、この前も2頭とったときにすぐ解体するのかなと見ていたら、ちょっとほっぽいておいたみたいなんですけれども、仕事が忙しくて。それから多分解体したと思うんですけども。解体はどうするのかという思いもあったんですけども。やっぱり焼却施設、埋葬するときの食べる部分と要らない部分が出てくるわけですから、そういう立て分けをするような、またこういう捕獲して埋めるとかという場所も、ただ穴掘って埋めればいいのかというのではなく、そういうところも必要なのかなと思うんですけども、町長、その辺どうお思いか、お伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

捕獲した獲物の処分の方法だというふうに思いますけれども、おっしゃるとおり、今現在は捕獲したものにつきましては、一部食べる部分もあるのかもしれませんが、基本的には埋葬といいますか、状況にございます。

大和町ではまだそこまでではないんですが、丸森とかそういったところで埋葬する場所もなくなっているといいますか、あと埋葬したのをまたほっくり返して、どうのこうのというようなお話も聞いております。丸森では以前はそれをハムにするとか、あとは販売するとかということであったわけでございますけれども、それが今はできなくなったということで、そういった課題があるというふうに聞いております。

大和町でも今現在そういった埋葬する、埋める場所がということで、問い合わせはないわけでございますけれども、いずれそういったことが出てこないとは限らないんだろうなと思います。処分の方法、これについては考えていかなければいけない。焼却処分ということももちろんあるというふうに思いますし、そのやり方についてはいろいろ検討していかなければいけないんだろうなというふうに思っております。

ただ、別個に新しいものをつくって、焼却だけの答えにも書いてあるんですけど

も、といった場合には、維持の問題とか、新たな課題も出てきますので、そのものがあればいいというだけではなくて、維持管理とかそういったことも考えていかなければいけないところがありますので、どの処分方法がいいのか、どういった方法があるのかまで、そういったことはこれから間違いなく獲物がふえてくるわけですので、考えていかなければいけない課題であるというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

ぜひ考えていただいて、焼却施設、または埋葬する場所、解体する施設等も考えていただいて、猟友会のメンバーが管理するような方向性とか、町じゃなく、ぜひご検討お願いしたいと思います。

それでは、2件目に移らせていただきます。

代読・代筆支援の充実について。

高齢化の進展に伴い、視覚障害者のみならず、視力が低下した高齢者など、読み書きに支障がある人への支援の必要性が訴えられる。

日常生活を送る上で、読むことと、自己の意思をあらわす書くことは、必要不可欠の行為と言える。しかし、視覚障害者や視力が低下した人や、高齢者などにはこれが十分に保障されているとは言えない状況にある。障害者総合支援法の実施要綱に自治体が行う1つとして、代読や代筆が明記された。自治体であっても、プライバシーを確保できる専門の支援員の養成に取り組むなど、代読・代筆支援を必要とする人のニーズに応じて、いつでも受けられるような仕組みにしては。町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、代読・代筆支援の充実ということでございました。

視力障害者の方々等の代読・代筆支援につきましては、障害福祉サービスの同行援護及び居宅介護サービスの中で利用されているところでございます。

まず、同行援護でございますが、視覚の障害によりまして、移動に著しい困難を有する障害者の方等につき、外出時におきまして当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供、このことには代読・代筆も含むところでございますが、提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護等必要な援助を行うものでございます。

次に、居宅介護でございますが、居宅におきまして入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃、掃除等の家事並びに生活等に関する相談等の生活全般にわたる援助を行うものでございまして、本来の業務に支障がない程度に郵便物や回覧板等の代読や、手紙、アンケート等の代筆の援助を行うものでございます。

どちらのサービスにつきましても、障害福祉サービスの一環としてのサービス提供がなされるものでございまして、日常生活に必要な支援がありますことから、ある一定の範囲におきましては、対応できているものと考えているところでございます。

しかしながら、議員お話しのとおり、高齢化が進む中、視力障害者だけではなくて、代読・代筆等を必要とする人の範囲や場面もさまざまでありまして、また個人の権利にかかわる部分と、個人のプライバシーの保護につきましても、重要な課題があるものと存じております。

これら既存の障害福祉サービスの中では対応し切れていない部分の状況把握、さらには代読・代筆サービスのあり方、支援内容、実施方法等、新たな情報支援サービス及び情報支援員養成の必要性等につきまして、先進地の事例等を参考に研究してまいりたいとこのように考えております。

以上です。

議長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

10番 （伊藤 勝君）

今ありました先進地ということで、東京品川区では、平成23年4月に策定された地域福祉計画読み書き代行サービスで、既に品川区では実施されているということで、また23年7月に改正障害者基本法、または25年4月には障害者総合支援法の実施要綱に自治体が行う支援の1つとして、代読・代筆が明記されたと載っていました。

今我が町も人口がかなり増加しまして、2万7,500人ぐらいになっているんですけども、これは杜の丘の人口がふえたという部分で、高齢化率がまだ20%台ですけども、基本的には杜の丘とかがもしなければ、高齢化率というのももっと上がってい

くはずだと思っんです。やっぱり高齢者がふえているという部分で、今5,555人、65歳以上がいるという状況下の中で、こういう代読・代筆、または金融機関や自治体の役所から送られてくる通知などに社会生活を送るのに必要な書類などを受け取っても、目が不自由なために確認できないという事態に悩む人も少なくありません。

また、東日本大震災では多くの被災者が避難生活を送る中で、避難路に掲示された各種のお知らせ等がみずから読めず、周囲に読んでくれる人もいなかったため、必要な救援物資を受けられない高齢者、障害者がいるということも聞いたことがあります。

これは、福祉課が中心になっていますけれども、町民生活課とかもいろんな部分で高齢者が来ると思っんですけれども、公共サービスの一環として代読・代筆というのを進める考えはないのか、お伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

公共サービスとしてということですが、窓口に来られた人に対して、町のほうで代筆・代読、代読はもちろん相手の方があれであればですが、代筆というものについてちょっと私勉強不足で、この辺ちょっと代筆ができるものかどうか、勉強といたしますか、あれしてみたいと思っんですけれども。

可能であればそれは、法的に問題なければもちろんやっていると認めています。その辺代筆とかはどうなのかなという気はしますけれども、法的な問題とかがありますし、その辺はあるというふうに認めています。

先ほども申しましたけれども、障害のある方についてはそういったサービスがあるということで、今もやっていると認めています。お話のとおり今後高齢化が進んでくる中で、障害のある方以外にも我々も高齢になっていく中で、そういったことが出てくる可能性はあるということで、需要の把握といたしますかそういったことも必要なんだというふうに認めています。品川では窓口はもうやっていると認めていますけれども、どういった需要があつてやっていると認めていますか、そういったことについて人口の割合もありますしね、そういったこともあるというふうに認めています。

あとは、お元気訪問員という方があるわけですが認めていますけれども、許される範囲での代読とかそういったことはその方々でもやっていた部分があるのかなという

ふうな気はいたしております。もちろん専門家ということではなくてありますけれども、信頼関係とかそういったものができる中で、代読等はやっていただけるのかなというふうに思っております。

プライバシーの問題とか、そういった非常に難しい問題がございますので、どなたにでも、こういう言い方は失礼かもしれませんが、誰にでもお願いできるというのはもちろんなくて、そういう資格も必要なのかもしれません。そういったことについてはちょっと今まだ把握してないところがございますので、先ほども申しましたけれども、そういった事例等につきまして、研究してまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

ぜひ先進地の事例を研究していただいて、高齢者障害者対応に代読・代筆支援の樹立を図っていただきたいと思います。

それでは、3件目に移ります。

1区1職員制度について、お伺いします。

熊本県長洲町は、4月から町内全37行政区に担当職員を配置する1区1職員制度を始めた。町民とのコミュニケーションを深め、高齢者の生活状況などを把握し、実態に合った政策につなげる行政区長とも連携し、高齢者だけの世帯やひとり暮らしなどを掌握、道路や街路灯、空き家の状況も確認し、問題があれば町の担当課に連絡する。職員が生活者の目線で地域の現状を把握し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりの政策であるが、取り入れるべきと思うが、町長の所見をお伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、1行政区1職員制度ですか、についてでございます。

お話のとおり熊本県の長洲町の1行政区1職員制度につきましては、地域の課題解決や、地域活動の活性化及び行政運営の円滑化を図り、住民が安心して暮らせる社会

の構築を目指すことを目的として、本年4月から導入されたというふうに聞いております。

本町といたしましても、熊本県長洲町の1行政区1職員制度の趣旨であります職員と地域のかかわりは重要であると、このように考えております。

地区担当職員を配置して、地域と行政のパイプ役を担う職員制度を導入してはどうかのご提案であります。大和町では日ごろから職員には地域の中に入って、地域での役割やボランティア活動を行うことや、1地域にとどまらず、町内全体全地域に目を向けるように指示をしております。それぞれの地域の中で職員としてはもちろんのこと、さまざまな役割を果たしているところでございます。

また、町外在住の職員が地区町民運動会に参加して交流を図るなど、町内全行政区に職員は居住している状況ではございませんけれども、今後も町の職員には地域住民とのパイプ役を果たすよう努めてまいりたいと思います。

なお、現在は行政区長さんと民生委員さんとの連携が密に行われておりまして、高齢者世帯やひとり暮らしの把握、または道路破損等や街路灯の故障など、町民の皆様方が気軽に連絡できる体制を整えるようにまちづくりを進めておるところでございます。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)

伊藤 勝君。

10番 (伊藤 勝君)

これは、1行政区1職員制度ということで、私これを読んだときにすごい制度だなと思って、この質問を取り上げました。やっぱり職員の皆さんは日ごろから大変な業務をやっているというのは重々承知しております。でも大変な中でもやっぱり地域に根差して入っていかないことにはいけないのかなと私は思うんですね。

ですから、土日休みなんですけれども、地域の中に入って行って行政区長等、職員が189人中64人、34%が町外の職員がいるということで、一生懸命地元に入っているんな書記とかいろんな部分でやっているメンバーも私は重々知っております。今回この記事を見たときに、すごいな、この町長はと思って、こういうまちづくりをやっていくんだという記事を見たので、ちょっと提案させていただきました。

今本当に高齢化が進んで、先日もある方がひとり暮らしだったんですけれども亡く

なっていたんですね。これは吉田の方なんですけれども。行政でも民生委員とかいろんな部分で行政区長もいろいろ目を配っているんですけども、なかなかそういう悲しい現実があるんですね。そういう部分でしっかりひとり暮らし、高齢者、今いろんな病気も進んでおります。そういう部分で町民と一緒にあって職員の皆さんが地域に入っていくことが大事なのかなと私は思うので、ぜひ自分の地域、またここに入らない職員の方も多数いると思うんです。常日ごろからそういう入らない人たちはどこかの行政区を見るというような方向性というか、必要じゃないかなと思うんです。そういう部分で町長の所見を伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

職員が地域に入るといいますか、地域のことを一生懸命やると。それは非常に大切なことだというふうに思っております。今もそういう形で行政区に張りついているわけではありませんけれども、仕事の関係でその地区に行って、いろんな説明会をやるとか、またはそういったこともやっておられるわけです。

そういった中で、一人一人が張りついて今伊藤議員のお話のとおり、残念なことに亡くなった方がいるとか、そういった方について非常にお気の毒であったとは思いますが、職員がその町に、地域に張りついて全部回るということも、なかなか難しい話だというふうに思っております。

したがって、地区について区長さんとか、民生委員の方々とか、地域の方々いろいろなご協力をいただきながらやっていくということも大切なんだというふうに思います。

今一人一人張りついているわけではございませんけれども、地域の出身者の方もいる、またはそういった仕事の関係で行く人もいます。先ほど申しましたけれども、町外に住んでいる職員につきましても、運動会とか例えば敬老会とか、そういったときにボランティアで地域に行っているいろんなお手伝いをするとか、全部が全部ではございませんけれども、そういった活動もしているところでございます。

この1行政区1職員というものにどういった期待をするかということの問題もあるんだというふうに思います。全てを見ることはできないわけですから、多分区長さんとのつながりとか、住民の方のつながりとか、そういったものが期待される

んだというふうに思っておりますけれども、今大和町の場合は幸いなことに区長さんたちのご協力とか、そういったおかげさまを持ちまして、そういった連携は非常にスムーズに行っているというふうに思っております。それに決して甘えておるといっわけではございませんけれども、今のシステム、こういったものは大切にしていきたいというふうに思っております。

なお、職員がだからこそ入っていかないとか、そういうことではなくて、先ほども言いましたけれども、そういった事業があるときとか、または機会がある際にはお邪魔をして皆さんからさまざまな意見を聞く、例えば情報をいただく、そういったことは必要だというふうに思っておりますので、職員が地域にかかわりを持つといいますか、そういったことについては、積極的に取り組むようにこれからも指導してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で伊藤 勝君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩は10分間とします。

午後 3 時 3 1 分 休 憩

午後 3 時 4 1 分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番 槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

それでは、通告に従いまして、私からは教育長に2件2要旨について質問いたします。

1件目は、学校教育に短歌と礼儀作法を取り入れるべきでは、です。

大和町宮床は、歌人原阿佐緒の出生地であります。阿佐緒の生家は宮床歴史の村を構成する重要な一画を占め、またその名を冠した短歌賞も毎年行われているにもかかわらず、その名前や功績は地元宮床大和町では、一部の人々を除き余り知られていないのが現状だと思っています。

そこで、原阿佐緒といういわば大和町の資産を生かすために、大和町の小中を通して、短歌を学校生活の中に取り入れるべきではないでしょうか。

また、今日挨拶をしない、目上の者にも友達と同じように話すような言葉遣いで話す生徒がふえているように感じていることが多く感じております。これは、挨拶や言葉遣い等家庭で身につけるべきことがきちんと身につけていない生徒が多いためではないでしょうか。

そこで、小学校の授業に基本的な礼儀作法を学ぶ時間を積極的に取り入れるべきではないかと考えておりますが、教育長の見解をお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

槻田議員のご質問にお答えしたいと思います。

学校教育に短歌と礼儀作法を取り入れるべきではないかというふうな問いにお答えしたいと思います。

原阿佐緒は、明治21年に宮床村、今の宮床に生まれ、当時宮城県立高等女学校を中退し、東京にある日本女子美術学校で日本画を学び、そのころから短歌を始め、与謝野晶子に認められてから活躍をし、世間から高く評価をされ、親しまれました。

原阿佐緒の生家は、明治16年に建築されたと調査報告され、ご存じのとおり記念館として保存し、伝承に努めているところでございます。また、原阿佐緒の功績をたたえ、平成12年度より原阿佐緒賞を制定し、全国各地より作品の応募が寄せられるまでになりました。原阿佐緒賞の表彰式もことしで15回目を迎え、先日平成26年度受賞式を6月7日に無事開催することができました。

応募数につきましては、平成12年の開始年に一般の部804人から1,524点、青少年の部では、154人から248点、総数958人から1,772点の応募に始まり、今回の第15回目におきましては、一般の部では304人から597点、青少年の部では1,178人から1,975点、総数では1,482人から2,572点の応募と年々青少年の部と総数ともに増加の傾向にあります。

この応募者の中で、青少年の部における町内からの応募者につきましては、362人で約3割になります。この割合につきましては、近年同じような割合で推移している状況でございます。また、ご指摘にあります小中を通して、短歌を学校生活の中に活用を図ることにつきましては、現在文部科学省による学習指導要領に基づき、伝統的な言語文化に関する指導を重視するというので、小学校段階から取り上げ、親しむことを目的に、中学年では易しい文語調の短歌や俳句の指導を行っております。

具体的には、小学3年生において俳句を年間5時間、4年生では百人一首を2時間、5年生では俳句古文を8時間、6年生では短歌漢文を5時間学習しております。

議員ご指摘にありますとおり、大和町は原阿佐緒という日本を代表する歌人の出生地でもあることから、このことを私たち町民は深く認識し、大切に伝承するためにも指導要領のみならず、放課後子供教室なども積極的に活用しながら、また原阿佐緒記念館や原阿佐緒賞をさらに活用するような取り組みを行ってまいりたいと思います。

次に、基本的な礼儀作法を学ぶことについてですが、短歌を詠む勉強をする中でも、日本古来のいわゆる日本人らしい奥ゆかしさなどに触れる機会は、ふえることもあるかと思います。そのほかに、小中学校では週1回の道徳の時間が礼儀作法を学ぶ時間になります。各学校の教育計画の中に、道徳教育全体計画を定めることになっておりますが、規則正しい生活をする、相手のことを思いやること、生命のとうとさ、働くことの意義など、人が生きていく上で人間として大切なことを学ぶ時間でもあります。その道徳の時間を含め、学校生活のさまざまな時間を通じて、児童が基本的な礼儀作法を身につけることができるよう、進めなければと考えております。以上のことを大切に、指導していきたいと思っております。

議長 (大須賀 啓君)
梶田雅之君。

7番 (梶田雅之君)
ありがとうございます。では、私から何点か質問させていただきます。

最初に短歌についての質問ですけれども、答弁の中に具体的に小学校3年生において俳句年間5時間とかというのは、ちょっと答弁いただきました。

私の考えなんですけれども、小学校ではやはり百人一首に親しんでもらいまして、6年生では全首を覚えていただき、カルタ大会を開催するのがよろしいのではないのでしょうかというのが私の考えでございます。中学校のことにつきましては、ちょっと答弁なかったんですけれども、中学校では万葉集から古今、新古今、さらには現代短歌まで広く展開しながら、自分で短歌を詠む、先ほど言った原阿佐緒賞に応募してもらおうという形になるかと思うんですけれども。大和町で育った子供たちが短歌を特別なものではなく、身近なものと思うようになれば、そのこと自体が大和町の特徴となり、子供たちの大和町への思いが深くなるものではないかと私は考えておるんですけれども、その私の考えにつきまして、教育長のお考えをお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、お答えしたいと思います。

まず、百人一首の件ですけれども、確かに小学校段階で学ぶという、時期が正月の前なんです。カルタとともに百人一首を家族みんなでということを狙いにしておりますので、まさに議員さんおっしゃるとおり、日常の中に短歌俳句等のものを入れるというふうな意味合いがございます。

それから、中学校の子たちなんです。実は原阿佐緒賞ですけれども、大和中では2年生全員に応募しましょうと、3年生は当然2年で経験していますから、出品させております。それから、宮床中学校も全校を挙げて参加しますということで、その数字が二百何十名というふうになっておりまして、学校でも古典については積極的に現在取り扱っておる状況がございます。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

百人一首の件はぜひ学校のほうでなるべく積極的に取り入れてもらいますと、やは

り家庭の中でもお正月にカルタというか、百人一首のカルタでもやってもらえればますます親しんでもらえるかと思しますので、その辺よろしく願いいたします。

先ほど原阿佐緒賞の話がございました。6月7日に原阿佐緒賞の表彰式がありまして、一般の部に関しましては、地元大和町の人は優秀賞には選ばれませんでした、青年の部では、地元大和町の中学生が奨励賞3名、特別賞1名が受賞したというすばらしいこととございました。

原阿佐緒賞の青年部の応募者数なんですけれども、今ちょっと教育長からあったように、ことしですと362名ですね、ございました。それで、大和中からは124名、宮床中学校から238名と、今先ほど教育長が言ったように大和中に関しましては、2年生全員、宮床に関してはほとんど全員が応募したという形だそうです。

応募数に関しましては、ここ4年間に関しましては286とか342だとか、すごい数字でございます。この原阿佐緒賞もことしで15回目を迎えるわけなんですけれども、青少年に関しましては第5回、第6回目のほうは、黒川高等学校の生徒が応募しまして、7回、8回目はほとんど青少年はなくて、第9回目から60名、10回目257名という形で年々応募者数もふえておりまして、これはすばらしいことかなと思っております。

ただ、一般部なんですけれども、応募者数総数304名、そのうち宮城県の応募者数は153名、我が町大和からの応募者は16名の応募者しかありませんでした。この16名に関しましては昨年度は15名とか、おとし15名とか、応募者数が少ないと。ただ、大和町におきましては、町の広報紙、ここにたいわと町の広報紙あるんですけれども、その中に文芸たいわという欄がございます。その文芸たいわの欄で、短歌と川柳のページがあるのであります。また、生涯学習課の中では短歌教室を開催しておりますので、ぜひ青少年の方が大人になっても応募するようになってもらえればありがたいかなと私は思っております。

短歌、俳句を通しまして、短歌を学びつくることの効果といたしまして、日本語による表現の豊かさを味わえるだけではなく、身の回りの人、自然、秋には稲穂が実り、冬には雪が降る、四季豊かな日本の風物ですか、あとはじっくり見つめるゆとりあるときが過ごせ、慈しみを大切にすることが癒やされるのかなと思っております。

特に、児童のうちに関心をを持たせる上で、今後もこの原阿佐緒賞への積極的な応募の方向に宮床中学校区の児童生徒健全委員会の事業の1つに、毎年標語コンクールというのがございます。テーマが標語ですので、標語に限定されておりますので、毎年同じような作品ばかりなんです。私もこの児童生徒健全委員に関しましては、途中ちょっと間もあいているときもあるんですけれども、8年ぐらい携わっております、

ほとんど標語に関しましては、同じような標語が毎年出されていると。特に、挨拶、笑顔、あとは万引きという大体同じような言葉が題材になっているような形を感じておりますので、これを例えば宮床中であれば校舎や旧体育館、あと登校坂を題材にして、短歌俳句でのコンクールを行うのも1つの案だと私は考えております。

このように、中学校のうちからそういう場を何回も繰り返せば、原阿佐緒賞の一般の部への応募もふえるのではないかと私は考えているんですけども、そのことについて教育長のお考えをお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、お答えしたいと思います。

本当に日常的に触れることというのは、大変大事なことで、私も今回初めて原阿佐緒賞の会場で入選作を朗詠ですね、プロの方に読んでもらったんですね。あれを聞いて、本当にしみるような思いがありました。そういうふうなことで、やはり地元の歌人を子供たちが愛して、将来にわたって自然などを愛する中で、いいなと考えております。

それで、現在生涯学習課のほうで放課後子供教室のほうで、ボランティアの方々にお願いしながら、短歌教室ですか、専門の方に指導を受けながら、そんな活動をやってみましょうというふうな動きもございます。

それから、今図書支援員の方々が各図書館におるわけですけども、いろんな形で研修を積みまして、図書館経営の工夫に当たっております。そのあたりにもコーナーを設けながら、原阿佐緒について触れさせるというふうな機会があればと思いますので、その辺も検討しながら進めたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

今の答弁の子供教室の短歌教室、図書支援員の方の積極的な短歌への子供たちに興味を持たせることには、よろしくお願ひしたいと思います。

特に学校の先生の話をちょっとさせていただきますと、当然宮床中学校に来た学校の先生が教えるのは、多分。そのときにちょっと授業の中で、ここの宮床には原阿佐緒さんになりまして、こういう歌を歌ったんですよと、一言、短歌の1つでも授業の中で取り入れるだけでも、興味というのは湧くと思いますので、授業というか本当に何時間もとるわけじゃなくて、短歌の一首でもそのとき読んで、こういう方が宮床中学校であれば、歩いて2分くらいですかね、原阿佐緒の生家。宮床小学校でも同じようにすぐそこに生家があるんですよという形で、子供たちにとって簡単な短歌でも詠ってもらえれば、興味が湧くかと思っておりますので、そのようなご指導もしてもらえればありがたいかと思っております。

こういう短歌に関しましては、成果が出るまでには長い時間がかかり、その上目で見える形での成果が出るものではありませんが、教育、教養、文化というものは本来そういったものだと私は思っております。

町外からの新しい住民がふえていく中で、いわば郷土の文化を伝えていく大切な仕事だと私は思っておりますので、ぜひこれから杜の丘の住民の人たちがふえておりますので、そういう意味もありましてここの特に宮床に原阿佐緒さんとか住んで、こういう歌を歌っていたんですよというふうに伝えていくのが、私たちの仕事ではないかと思っておりますが、その辺につきまして教育長のお考えをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

議員おっしゃるとおり、本当に郷土の文化を大事にする姿が、町外からの方が来たときに、非常に町を愛する第一歩になると思うんですね。そういう意味でも学校教育、社会教育含めまして、郷土の文化、まして今ある大事な資産もございますので、原阿佐緒含めまして、その方々を生かした形で文化振興にそれぞれしたいと考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

ぜひ文化振興に努めていただきたいと思います。以上で短歌に関する質問を終わらせていただきまして、基本的な礼儀作法について質問させていただきます。

答弁の中に、小中学校では、週1回の道徳の時間、礼儀作法を学ぶ時間になります。内容としましては、規則正しい生活をする、相手のことを思いやること、命のとうとさ、働くことの意義など、人が生きていく上で人間として大切なことを学ぶ時間でもありますという立派な答弁だったんですけども、私には余りにも難しくてちょっとあれなんですけれども、私の考えとしましては、礼儀作法、私の考えで礼儀作法というのは皆さんも単純な具体的話をしますと、正しい姿勢、動作、おじぎをするとか、椅子に座る姿勢、立ち上がる姿勢とか、ものを渡す姿勢とか、そういう正しい姿勢と動作とか、心を届ける挨拶の仕方、握手とか笑顔、どうやれば相手に対して、笑顔といってもただにこっと笑うだけじゃなくて、こういう笑顔がいいんですよとか、そういうこと。あとは言葉遣いですね。丁寧語、尊敬語、謙譲語もあると、当然これは学校でやっているかと思うんですけども。あとは、食事のマナー、挨拶、箸の使い方とか、茶碗の持ち方、あとは電話の受け方とか、応答の仕方ですね。あとは、手紙の書き方とかそういう形でも具体的な本当身近、本来これは学校でやるものではないかもしれませんが、そういうものが私はちょっと欠けているんじゃないかと思っっているんですけども、そのような授業に少しは取り組んでいるかと思うんですけども、どのようなものに取り組んでいるか、もしその辺の取り組んでいるものがあらわれましたらば、お聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、お答えしたいと思います。

まず、道徳の部分なんですけど、小学校の一、二年生の段階では気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心がけて明るく接するというふうな価値項目によって内容を構成しております。三、四年生の場合には、礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心を持って接するというような価値項目から内容を構成しております。五、六年につきましたら、時と場をわきまえて礼儀正しく、真心を持って接するということ。中学校の場合には、礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとるというふうなことで、価値項目を持って学校では指導を行っている現状があります。

それから、やはり議員さんが沢山のことをお話ありましたが、道徳というのは単に道徳の授業を行えばそれでいいということではないわけですよね。実際の日常生活、特別活動、授業等の相乗効果によって道徳というのはなすことによって身につけていくことができます。

そんなところで、まず学校には町内挙げて今年度、年度当初に5つの重点をお願いしたんですが、その1つに心を育てるというふうなことをお願いしてあります。そして、全ての学校で統一し、徹底しましょうというのが、大切にしたい4つのことということをお願いしました。それは、名前を呼ばれたらはいと返事をすると。2点目は、朝出会った人におはようと挨拶をする。親切にされたら、ありがとうと感謝する。誰かに迷惑をかけたら、ごめんなさいとおわびをすると、この4点をまず入り口として礼儀作法をしっかりと子供たちに学ばせようということで、学校でもやっておりますが、機会あるごとに婦人会とかいろんな会合の折に話をして、子供たちを励ましてもらうようなそんなことをお願いしております。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番（槻田雅之君）

今5つの重点、心を育てるという素晴らしいお話を聞きました。ただ、挨拶でおはようございますという生徒が特に団地のほうでは少なくなっていると私は感じております。ただ、特に宮床小学校のほうに行きますと、当然皆さんがほとんど100%くらいの子供たちが挨拶でおはようございます、おはようございますと言うんですけども、団地のほうでは五、六年前に比べると少なくなりましたし、宮床中学校に行きましても挨拶が昔に比べたら減っているのではないかなと思っていますので、なお一層の5つの重点に取り組んでもらえればありがたいかと思えます。

私が1つ懸念していることなんですけれども、当然礼儀作法というのは1回や2回の授業で身につくものではありません。定期的に授業に取り入れるべきだと思うんですけども、特に今子供たち、通信機器ですね、メールやラインを使ってコミュニケーションをとることが多いです。これは、単文でのやりとりをするため、言葉が少なく誤解を招く発言をするといったことで、こういうことが原因でトラブルになることがすごく多いと。要は、皆さんもわかっているように携帯、電話かけるよりは通話料

がないラインとかというので、単文をぼんぼんと投げるんですよね。失礼ですが、こういうところで、ばかと言っても、直接対面で見ながら言う言葉と、メールで言うばかとか、あほとか、そういうことも捉え方が全然違うんですよね。なので、そういう単文の使い方というんですかね、特に子供たちに必要なのはメールとか当然通信機器を使っただけのやりとりが多いので、そういうことでトラブルを起こさないようなのはこれからやっぱり必要な、これが本当に学校で教えるべきかと言われると、私もちょっと疑問なんですけれども、ということをすごく私は感じておりますので、その辺も授業に取り入れてもらえればよろしいかなと思っております。

ただ、あと教えるときなんですけれども、姿勢についてもそうなんですけれども、よい姿勢をしますと、前頭葉の自己抑制機能が働き、よく考えることができ、前向きな考え、行動ができるなど、マナーだから守りなさいではなく、なぜそのようなマナー、礼儀があるのかを教えていくことが大切だと思っておりますが、その辺につきまして教育長のお考えをお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

まず最初に話のありました通信機器といいますか、ICTの発達によって非常に言葉がなくても、指の操作だけでコミュニケーションをとるという状況が今あるわけですね。それで、今学校現場をずっと歩いてきまして、特に目につくのがコミュニケーション能力の欠如というのが非常にありまして、人とかかわりを持たなくても一日終わることはできるわけなんです。それによって、言葉不足でトラブルが起きたりしている状況があります。非常に人間のコミュニケーション能力の欠如というのが問題になっていると思います。

それで、議員さんがいらっしゃる小野地区の学校なんですけれども、校長先生が先頭になって校内研究の中で、コミュニケーション能力、つまり自分の考えをしっかりと表現をするというふうなスタイルということを非常に大事にして現在研究を進めていらっしゃいます。そういう意味で学校現場でも非常に課題として捉えておりますので、なお気づいた点がありましたら、ご指摘願いたいと思います。

また、姿勢ですね、本当に背筋を伸ばし前頭葉といいますか、大事なことだと思いますので、我々大人がまずそんな姿で、子供たちと対峙できるように努力をしたいと

思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （大須賀 啓君）

梶田雅之君。

7 番 （梶田雅之君）

コミュニケーション能力、私もメール、電話を使うんですけども、メールというのは私も嫌で、どうしても電話をしたがるんですね。というのはやっぱり言葉がなかなか自分の言葉というのは、私も言葉が得意なほうじゃないので、人に伝えるのには電話のほうが私はやっぱり伝えやすいので、特に手紙というか、メールですね、昔でいう手紙ですと、自分の言葉の助詞、助動詞ですか、1つ間違っただけで捉え方が全然違うということがございますので、その辺特に子供たち、トラブルを起こさないためにも教育というか指導してもらえればありがたいかなと思ひています。

なおかつ、今の子供たちは私たちがメールというのは手紙だというふうには私考えるもので、すぐ応答する必要はないと、私はいつも思ひていますし、私のところに来るメールに関しましては、手紙では自分のあひているのしか見ませんよと、何か緊急のときは電話しなさいというんですけども、今の子供たちはすぐ応答を求めますよね、メールにしても何にしても。ですから、すぐ返ってこないからいじめに遭ったとか、そういういろんなトラブルがありますので、その辺もあわせてご指導というかしてもらえればありがたいかと思ひます。

あと、話題は変わりますけれども、全国の学力テストの結果から基本的な礼儀作法が身につひている生徒ほど学力が高いというデータが報告されております。これを受けまして、家庭だけではなく学校教育でも礼儀作法を教えることを求めるようになったという報告がありますが、この件、基本的な礼儀作法が身につひているほど学力が高いという結果なんですけど、それについての教育長のお考えがありましたら、お願ひいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまの議員さんのお話ですけども、非常に大事なことであつて、しかも保護

者の関心も非常に高いような気がするんです。こんなアンケートがあったんですね。全国の小学生保護者1,000人に子供に今後身につけてほしいと思うことを尋ねた場合、一番目が優しさ、思いやりが72.3%、次が礼儀正しさが67.6%で2番目なんですね。つまり保護者たちもそれを望んでいて、考えて願っている状況にあります。

つまり、親御さんがそう思うということは、子供たちの本来の姿に対する願いがあるんだろうなと思います。ですから、礼儀正しいお子さんたちというのは、親のもとで育ち、学力についてもある程度の期待値ができるということだと思いますので、その辺については私も議員さんと同感でございます。

議長 （大須賀 啓君）

梶田雅之君。

7 番 （梶田雅之君）

もう一つちょっと例を挙げますと、授業に積極的に取り組んだ学校の結果としまして、子供の意識が変わったとの報告があります。事例を挙げますと、授業の始まりと終わりの挨拶では、教師の目を見て挨拶ができるようになった。落ち着いて次の行動に移ったり、次の準備をしてから休み時間に入ったりする姿が見えた。朝食をしっかりと食べるようになった。道具や教室に置かれているものを大切にしようとする子がふえた。学校の朝礼、朝の会のとき立つ姿や、話を聞く態度が明らかに立派になった。地域や校内ですれ違うときの挨拶がとてもよい状態になった。明るい顔、場所に合った声、腰の折り方等、本当によくなったという報告があります。

そのほかに、ここからが私はすごくよかったです、教師の意識が変わったという報告があります。これの例を挙げますと、改めて自分、教師、大人のマナーについてまたは目の前にいる子供のマナーについて考えるようになった。そして、今まで何でもないように感じていた自分の子供の行動、振る舞いに対して、これでいいのかな、相手に不愉快はなかったのかと考えるようになったと。自分自身も子供の前できちんとした振る舞いをしなくてはと意識するようになったなど、確実に結果が出ているそうです。また、親の意識も変わったとの報告があります。だから、ぜひ積極的に礼儀作法を取り入れたらよろしいかと思います。

もう一つ、私の案なんですけれども、授業参観で礼儀作法を父兄に見せるのもこれも有効な方法ではないかと考えておりますが、この件につきましても教育長のお考えがございましたら、お聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまの質問なんですが、授業参観でということは、子供たちの姿を通して、親御さんたちに、先生方の姿も変わったということがありますので、そのことが大事なことです。逆を返せば、大和町に来る先生方にいつも話すんですけども、道徳の授業やれば良いという問題ではない。つまり、道徳で礼儀作法を幾ら授業中やっても、授業終わった後の先生の立ち居振る舞いが全く不道徳であれば、それは指導にはならないんだと。つまり、道徳の授業がなくても、先生方の立ち居振る舞いによって、子供は姿を見て学ぶんですよ。それを1年間やれば子供には自然と身につきますよ。そんな姿を授業参観で保護者が見れば、また違った思いになるだろうと思いますので、そのことを改めて先生方にも話していきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

先ほど教育長言われたように、授業のときだけは確かに挨拶とか立派な受け答えをするんですけども、一方授業が終わったら先生とため口をきく生徒もふえているというか、感じられますので、普段からそのような礼儀作法に取り組んでいただければありがたいかと思います。

礼儀作法というのは礼儀作法の習得なんですけれども、小学校とか学校の話をしたんですけども、これというのは言語発達の感受性のある幼児期、要はゼロ歳から5歳、成長過程において、徐々に取り組んでいく必要があるかと思います。大和町で言えば生涯学習課になるんですかね、要は小学校に入る前からこの辺やっぱり取り組んでいくべきではないかと私はちょっと考えておるんですけども、その辺教育長としてのお考えございましたら、お聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

今お話あった点ですけども、まさにそのとおりだと思います。つまり、私現場からここに来まして感じたのは、学校教育を支えるのは社会教育、生涯学習なんだなということを痛感いたしましたして、学習課のほうの課長さんをお願いをして、0歳から6歳までの親御さんのいろんな形でのしつけの面とか、ともに情報交換したり、あるいは社会性を養うとか、そんな形での場面を多くつくってほしいんだと。やはり学校に入る前の教育が学校を支えるといっても過言ではないと思うんですね。そんな意味で、今課長さんのほうをお願いしまして、1つのアクションを起こそうというふうに動いておりますので、もう少々お時間お願いしたいなと思います。

議長（大須賀 啓君）

梶田雅之君。

7番（梶田雅之君）

大変いい答弁をいただきました。大変だとは思いますが、生涯学習課のほうでもひとつ頑張って、難しいとは思いますが、ゼロ歳から6歳、徐々にその辺を礼儀作法ですか、取り組んでもらえればありがたいかと思えます。

あともう1点気になっていることがございますので、お話ししたいと思います。

特に春先なんですけれども、新入生が入る時期、登下校なんですけれども、歩道のない道路なんですけれども、道路幅いっぱい広がって歩いている生徒を多く見かけます。これは、交通事故を招くだけではなく、通行している人、近隣住民に迷惑をかける行為ではあります。これを防ぐために、定期的に交通ルールの指導も行うべきではないかと思いますが、この辺につきましても、教育長のお考えをお聞かせください。

議長（大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

お答え申し上げます。

今議員さんおっしゃることは当然のことだろうと思います。以前議員さんから話がありまして小野地区、小野小学校ですか、においては、4月に朝先生方が通学路に立

って、子供たちが1列に並んで登校するような指導をしっかりとやってくれていると、非常に感謝しているという話があったんですけども、やはりそのことも町内全部の学校にも話はしたこともございますし、これからも話していきたいと思います。

ただ、私が見ている限りでは、大分学校で意識しながら指導しているなど、去年の子供たちの朝の姿と、ことしの姿は変わっています。そんなことで、時間はかかりますけれども、根気強く子供たちあるいは保護者の協力を得ながら、まずもって安全で安心して登校できるという状態にどんどん近づけてまいりたいと思いますから、本当に議員さんのほうからも何かあればすぐにご指摘をお願いしたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

梶田雅之君。

7番（梶田雅之君）

教育というのは、私が言うのも何ですけれども、学習と継続が大事だと思っております。歩道の道路の歩き方にしましても、校長先生がいるときはちゃんと1列に並んでいますけれども、1週間たつと1割、2割の方が乱雑になり、1週間経つとそのうち半分の生徒がだんだん雑になるというのがありますので、ぜひ継続的に定期的にご指導のほうよろしくお願いいたします。

ぜひ、礼儀作法は積極的に授業に取り入れて、笑顔で挨拶ができる児童がふえることをお願いしまして、1件目の質問、学校教育に短歌と礼儀作法を取り入れるべきではの質問を終わらせていただきます。

2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、消費税値上げによる給食の安全・安心、質の保証をどのように確保するかです。

本年度の4月から消費税が5%から8%になり、3%の増税となりました。大和町の小中学校の給食費は、消費税の増加分3%は値上げをせずに現状維持で据え置き、昨年同様の給食費としましたが、どのような対策を講じて現状維持の給食費としたのか、伺います。

また、来年度消費税が10%になった場合、どのような対応をとるのか、お聞かせください。

議長（大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、お答えいたします。

消費税値上げによる給食の安全・安心、質の保証の確保に関するご質問だと思います。本年4月1日からの消費税増税に伴う本町の各種使用料等などの公共料金等につきましては、予算編成時点でその対応について全体的な見直しを検討いたしまして、町に収納されて国税として納付すべき上下水道料金や、規定に消費税を添加することが明記されているもののみの値上げとさせていただいたところであります。

これは、東日本大震災を被災して間もないことや、国におきまして経済状況を見ながら後日消費税10%の予定があることを勘案しての対応でございました。

学校給食費につきましては、平成11年度から1食につき小学校235円、中学校は290円を賄い材料費の実費相当分として保護者からいただくほか、週3回の米飯の1回分は町費で負担し、実施しております。また、学校給食は児童生徒が身体的にも精神的にも大きく成長する大切な時期に、栄養のバランスのとれた食事を提供するものでありますので、給食センター所長を始め、2名の町費職員と県費負担職員であります栄養教諭と栄養士が中心となり、必要な食材の確保や栄養面や給食の質や量の面でも十分な配慮をしながら実施しているところでございます。

増税分の上乗せとなる経費につきましては、町の一般財源により、補填しているところでございます。なお、保護者に対しましては今年度の学校給食費の額は改定せず、次回消費税増税の時期に向けて、改定を検討してまいりますこと児童生徒を通じて、お知らせを配付いたし、周知を図ったところでございます。

今後、消費税10%に増税となる時期が年度途中の平成27年10月と予定されておりますことから、改訂の時期や額につきましては、過去の賄い材料の購入実費と消費税増税分を積算いたしまして、教育委員会や学校給食運営審議会のご意見などをお聞きしながら、検討を重ねてまいりたいと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

ありがとうございます。給食費に関しましても何点か質問させていただきます。

消費税値上げに関してなんですけれども、現状維持の大きな理由としましては、町の一般財源による補填ということだったと私は捉えたんですけれども、それではどうかちょっとお聞かせください。

あと、大和町の小学校の1食あたりの給食単価235円、中学校で290円という答弁をいただきました。私ちょっと各自治体の給食費の1食あたりの小学校の給食費の単価調べてみたところ、この235円というのは宮城県の自治体で言いますと、川崎、大和、富谷、美里、旧南郷のほうで240円以下という形で、一番安い部類に入っております。あと一番高いところでは281円ということで、七ヶ宿のほうが高い給食費があるんですけれども、この辺自治体の格差ですね、なぜこのような自治体格差があるのか、宮城県内で本来同じという言い方悪いか、食材によっても違いますけれども、格差がなぜあるのか。逆に言えば大和町がこの宮城県の中で、安いからいいとか悪いとかじゃないくて、なぜ安くてやれるのか、その辺の理由があればわかる範囲で教えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

お答えする前に1点訂正をお願いいたしたいと思っております。

週3回の米飯と言いましたけれども、週4回の米飯のうちの1回でございますので、訂正申し上げます。

まずは、町費補填分ですが、議員ご理解のとおり、3%分の増税分につきまして、十分な補填をするという方向で現在手当をしております。

それから、県内の給食費の問題点なんですけれども、大体米飯1食分ですと、11円前後、1人分なんです。それを町で補填していますので、実際は245円前後かと思うんですが、栄養士のほうに確認をしますと、それほど安くも高くもないと思っております、大体平均ではないでしょうか。十分なバランスのよい給食を提供できておりますというふうな回答を栄養士のほうから伺っております。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

ちょっと答弁の中で、栄養のバランスという言葉が出てきております。栄養のバランスということで、最近特に新聞のほうで報道されています給食の一部の自治体ですね、宮城県ではそういう動きはないということなんですけれども、米どころ新潟の三条市というのがございます。三条市のほうで米飯給食には牛乳が合わないと、冬に冷たい牛乳を飲む必要はないという意見から、冬の間試験的に牛乳を給食から外している自治体があります。牛乳をなくすことによりまして、経費削減にもつながると。大和町の牛乳なんですけれども、1個42円ということだったんですけれども、和食と牛乳については合う、合わない、教育長としてのお考え、今の若い世代ですと、ご飯と牛乳が別に違和感がないとか、そういう意見もいろいろあるかと思うんですけれども、その辺今の給食と牛乳についての組み合わせにつきまして、何かご意見がありましたら、お聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

ただいまのご質問なんですけど、栄養のバランスという面で、やはり牛乳というのは非常にバランスのとれた形での給食を提供するという意味では、非常にいいものだなと、私自身も好きなものですからそのように感じております。

牛乳に関してなんですけど、町内のやはりある学校、非常に残ることが多いというふうな報告が、全体ではないんですけど一部の学校で飲まない。年間通して飲まないのかなというふうな問い合わせをしたんですけど、ミルメークというものがあるんですね。要は粉を入れると、コーヒー牛乳になったり、いちご牛乳になったりするやつがあるんですね。そのときはほとんど飲み干すんだそうです。ですから、子供たちの嗜好の問題といいますか、家庭生活の中での嗜好の状況が昔とは大分変わってきているんだろうな、甘さを足す、甘味を足してあげるとその飲まない学校でも飲んでしまうという状況があるようなので、現状では牛乳については非常にバランスのとれた給食を提供する上では有効だなというふう考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

今の答弁で大和町に関しましては、給食の中の牛乳をやめるということは考えていないということで理解いたしました。

1つちょっと例を挙げますと、牛乳というのはおなか持ちがいいということもありまして、ある学校によりましては10時から11時の間、牛乳タイムを導入している学校もあるとのこと。要は、お昼までの空腹対策としてその間に牛乳を飲ませている学校もあるということなので、ちょっとお伝えしておきます。

先ほど消費税の値上げの話をしたんですけれども、県内35市町村中、19市町が値上げいたしました、今回。14市町村が据え置き、2市町は学校ごとの判断にしたとのこと。値上げのタイミングは非常に難しく、値上げをするのであれば消費税アップとかそういういいタイミングで値上げしないと大変難しいかと私は考えております。

なぜそういうことを私考えるかといいますと、タイミングを逃しますと、今回ちょっと値上げしなかったことは私は大変いいとは思いますが、要は今まで無駄な作業があってそれを削減したことによって、値上げしなかったんじゃないかというふうに憶測されることもございますので、その辺ちょっと慎重に検討してもらえればありがたいかなと思っております。

答弁の中に、児童生徒を通じまして、今回消費税の学校給食費の額は改定せずに、近い消費税増税のときに検討させていただきますという話なんですけれども、やはり父兄にも値上げしないで、はっきり言って町のほうで補填しているんですよという話をしてもらおうのが一番いいと私は思っております。

特にこれから本題というか、また教育長にもお聞きしたいんですけれども、最近自治体の中で子育て世代の誘致、支援、若年者の定住の意味から、給食費の無料化を行っているというか、考えている自治体があるとのこと。大和町としまして、給食費の無料化についてどのようなお考えがあるのか、お聞かせいただければありがたいかと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、お答えしたいと思います。

教育委員会としては、現在検討、あるいは考えてはおりません。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

ありがとうございました。特に大和町の場合は人口もふえていますし、若い世代もふえておりますので、そこまでといういい方あれですけれども、その対策は私は必要ないかなと思ひまして、質問させていただきましたが、答弁ありがとうございます。

最後になりますが、給食費を値上げする場合なんですけれども、父兄に丁寧、親切な説明をしていただきまして、十分に理解をしていただき、父兄との溝が生じないようにしていただきたいと思ひます。なお、日ごろから現場での無駄を見つけ、食の安全を第一に考え、なお一層経費削減に向けてご尽力をくださるようお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

最後に、教育長の所見をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

沢山の示唆に富んだご意見ありがとうございました。ただいまお話あったように、値上げの際には、十分な説明をすると、そしてあとは無駄を省きながら、やはり税の適正化という部分ありますので、その辺で教育委員会としても努力をしてみたいと思ひます。

議 長 （大須賀 啓君）

槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

私からの一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後4時38分 休憩

午後4時48分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

1 番今野善行君。

1 番（今野善行君）

それでは、大分時間がたってしまって、皆さんお疲れかというふうに思いますが、本日最後の一般質問ということで、お許しをいただきましたので質問させていただきたいと思えます。

今回、1件3要旨ということで質問させていただきたいと思えます。

子育て支援対策についてということでございます。本町における子育て支援対策については、中学生までの医療費の無料化、待機児童の解消に向けた保育士の増設、そういった子育て支援の充実に向けた取り組みがなされてきているというふうに私も認識しているところであります。

そういう中で、平成24年8月、子ども子育て関連三法案が成立し、これによりまして町は子ども子育て支援新制度の実施主体としての役割を担っていくということになりました。これを受けまして、地域における幼児教育、保育子育て支援に関する必要量を把握し、計画的に子育て支援サービスを提供していこうというものであります。

具体的に本格的な実施については、平成27年度からになるようではありますが、本年4月末までに関連する政令、省令が発布というか、公布されたところであります。町には、子ども子育て支援事業計画の策定とか、子ども子育て会議の設置、そういった

取り組みが求められてきているわけであります。

本町では昨年、子育ての状況の必要量等を把握するためのアンケート調査を行ったということでありますけれども、この新たな子ども子育て支援制度のスタートに向けた取組状況について、お伺いをするものであります。

1点目でございますが、子ども子育て支援事業計画の策定の基礎になるというふうに思われますアンケート調査の結果、これは終わっているかと思うのであります。これをどう分析し、どのような結果の内容になったのか、お伺いしたいというふうに思います。

それから、2点目でございますが、冒頭で申し上げましたように、子ども子育て支援事業計画の策定の進捗状況、これがどこまで現状進んでいるのかお伺いしたいと思います。

それから、3点目でございますが、法律といいますか、子ども子育て支援法ですか、これによりますと、全ての子育ての家庭を対象に、多様な子育て支援を充実させるというふうにあるわけでありますが、幼児期の親元で育てることの大切さも言われているわけであります。実際、在宅で保育をする家庭もあるかと思うのであります。それに対する支援等があるのかどうか、以上3点、お伺いしたいというふうに思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、子育て支援対策についてでございます。子供の教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを構築して、待機児童対策、教育保育の総合的な提供、子育て支援の充実を図るため、子ども子育て関連三法、これは子ども子育て支援法、認定こども園法の一部改正、この2法に伴う児童福祉法や他の改正する法律が、平成24年8月に成立しているところでございます。

子ども子育て関連三法に基づく新たな制度では、全ての子供に良質な育成環境を保障し、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現を目的に掲げる取り組みで、平成27年4月より施行となるものです。

最初に、アンケート調査の結果をどう分析し、どのような結果になったかについてでございますが、アンケート調査につきましては、平成25年11月に実施しております。

これは、小学校の未就学児の保護者、小学生児童保護者、それぞれ1,000名を無作為に抽出しまして、調査をお願いしたところでございます。回答につきましては、未就学児童で541件、小学校児童につきましては724件の回答をいただき、集計した数値を国が示しておりますワークシートなどで推計しております。

アンケート調査の質問内容では、未就学児の保護者へは家族の状況、就労状況、教育や保育事業、地域の子育て支援事業の利用状況、それから休日長期休暇の教育保育事業の利用希望について、さらには小学校就学後の放課後の過ごし方などを質問しております。小学生児童の保護者につきましては、放課後の過ごし方について、放課後児童クラブの利用希望について、今後の町の取り組み等についてなどを質問しております。

いずれも、保護者に対します利用希望把握調査となるために、保育所等への入園希望については、現状の入所定員数を大幅に上回るものとなっております。これらを踏まえまして、今後町の子ども子育て支援事業計画を策定する際には、現状に見合った保育料を見定める必要があるとこのように考えております。

次に、子ども子育て支援事業計画策定の進捗状況でございますが、子ども子育て支援事業計画は、国が示す基本指針に則しまして、5年を1期としまして、町が策定するものとされております。現在、事務局におきまして計画骨子案を検討しております。今月開催する第1回目の子ども子育て会議におきまして、さきのアンケート調査のニーズ量の報告と骨子案の確認、基本的な考え方を提示して協議をしていただきたいと考えております。本年度は、4回の会議を予定しております。子ども子育て支援計画を策定してまいりたいと思っております。

最後に、在宅での保育に対する支援はあるのかということでございますが、幼児期の子供にとって親と一緒に時間を過ごすことで、親のぬくもりを肌で感じることができ、大変望ましいことと思っております。在宅での保育を行う中での支援事業といたしましては、一時的に保育が困難なとき、例えば買い物や通院、入院、そういったときなどは、認可保育所が行っております一時預かり保育事業など、補助的な支援が挙げられます。また、親子で遊び、学びの場としての環境の提供といたしまして、児童館が行っております未就学児の教育、子育てサロンなどや親同士のネットワーク形成のための子育て情報の共有化などが考えられるところでございます。

子育て支援の方策は、個々の生活環境、地域の環境での大きく違いがあらわれますことから、今後も地域のニーズに合わせたこまめな対応、こういったものを研究してまいりたいとこのように思います。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

今野善行君。

1 番 (今野善行君)

ただいまご答弁いただいたわけではありますが、1つはアンケート調査の回収の関係でありますけれども、未就学児童保護者、小学生の児童の保護者、それぞれ1,000名を対象にアンケート調査をして、未就学児の保護者については541名ということで54.1%ですか、小学生のほうについては74.1%の回収率ということであるようであります。

全体の対象となる人数ですね、要するにここに記載してある未就学児保護者、小学生保護者の数、2,000名というのは全体の中の大体何%ぐらい対象にしているのか、お伺いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その数値につきましては、課長のほうから答えさせます。

議 長 (大須賀 啓君)

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 (高橋正春君)

お答えさせていただきます。

未就学児につきましては、ゼロ歳から5歳につきましては大体3,200人くらいがおります。その世帯数でございますので、大体50%から60%ということで1,000名にしております。就学児のほうにつきましても、同じくらいの数字でございます。小学生でございますので、世帯数が大体50から60ということで1,000名という選び方をさせていただいたところ です。

議 長 (大須賀 啓君)

今野善行君。

1 番 (今野善行君)

この数字については、大体50ないし60%、全体の対象にしたということですが、これはちょっと私調査不足で恐縮なんです、国で言っている調査しなさいというアンケートの範囲の中なのか、その辺の基準といいますか、それをクリアしているんだろうというふうに思いますが、その辺の指導というのはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

調査の具体の指示といいますか、そういったことだと思います。課長から答えさせます。

議 長 (大須賀 啓君)

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 (高橋正春君)

お答えさせていただきます。

直接のパーセントは各自治体に任せられております。私どもとしましては、全体の50%からの無作為での人を集めて、回収率は54ですから、逆に言えば全体の二十七、八%ということですが、近い数値はとれるという判断で、1,000名ということで集めたもの、アンケートをしております。

議 長 (大須賀 啓君)

今野善行君。

1 番 (今野善行君)

了解をしたところでございます。

このアンケート結果に基づいて、これから具体的に計画の策定というふうになって

いくんだらうというふうに思います。結果の中で、現状の入所定員数を大幅に上回るというふうな結果が出ているようでございますが、先ほどの答弁の中に、ワークシートですか、それによって推計をするような仕組みになっているようでありますけれども、この上回る結果によって、今後の計画策定に当たっては入園希望者、現状に見合った保育量を見定める必要があるというような回答でありますけれども、これは、ある意味、受け手のキャパシティーに合わせて保育量を決めていくということなのかどうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

保育料というか、人員という意味で、金額、ボリュームというんですか、今回の調査につきましては、入りますか、入りませんかと希望を聞いております。したがって、全てが希望といたしますか、そういった大きな数になってきているところがございます。ですから、全てそのままをその時代に当てはめるのではなくて、そこは推計と先ほど申しましたが、国のそういったあれがございますので、そういった枠の中にもはめ込みながら、推計をしていくということになります。全て求めているものについては、こうあったらどうですかと、やります、やりたいですというような希望といたしますか、全ての希望をとっているわけですね。ですから、その取り方について、それについては非常に大きな枠になるわけでございますので、その中から町としての今後の動き、そういったもの、ワークシートとかを使いながら、それに見合ったものに合わせたといたしますか、やり方で行くという過程がこれから出てくるということになります。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

そうしますと、具体的な数といたしますか、保育量がわからないんですけれども、町のホームページを見ますと、3月末までに保育量を、今の量を報告するような形になっているようでありますが、これはどんな形で報告しているのか、教育保育の需要量

の見込みを宮城県に報告と書いてあるんですけども、これは今のお話での報告になっているのかどうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
数字的なことにつきましてですので、課長からお答えします。

議 長 （大須賀 啓君）
子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

今のご質問ですが、あくまでも皆さんの希望をとっておりますので、27年で皆さんからとったものを集めますと、例えば保育所については700人の希望があるということです。実際、この人たちが希望があっても、その人たちの条件というのがありますので、保育にかけるとか、そういうも除外していますので、全て自分たちの希望ですので保育にかけなければもちろん保育所には入れませんよということになりますので、そういうものをこちらでこれから算定をしながら、その定数に合ったものを定数どのくらいにするかというのをこれから考えるということです。

あと3月の報告はあくまでもアンケートで集めました数値をそのまま生で国に報告をし、県に報告し、そのまま国で推計するという形になっています。町の報告のものは、まだ提示されていませんので、この後になってくると思います。

議 長 （大須賀 啓君）
今野善行君。

1 番 （今野善行君）

保育量の関係については、理解をしたところでございます。

心配したのが、この法の新たな支援制度の中での保育量を見定めるという部分で、要するに希望に合った幼児教育なり、保育を受けられない人が出てくるのかなというふうになんか感じたものですから、具体的にはこれからだということでありま

で、その辺も踏まえて、計画の策定が必要になっていくのではないかなというふうに思いますので、その辺を十分に配慮していただきたいなというふうに思います。

それから、次2点目であります、子ども子育て支援事業の策定の関係でございます。これについては、ご回答ではこれからのようでございます。具体的には、調査結果報告、それから基本的な考え方ですか、そういったものを提示して協議をしていただくということでございます。この協議していく期間でありますけれども、この策定に当たっては、26年度に子ども子育て会議を設置するというふうには書いてあるんであります。もう既にこの期間といいますか、子ども子育て会議が設置されたのかどうか、それからその構成員はどういう構成員で議論されるのか、その部分についてお聞かせいただきたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

子ども子育て会議につきましては、先ほどもお答えしておりますが、今月に第1回目を予定しておりますところでございます。そして、年間、本年度4回を現在のところ予定しておりますけれども、その中で検討いただくというものでございます。

また、委員につきましては、委嘱状を交付しておりませんが、そういった関係者といいますか、方々をお願いするべく今準備をしておりますところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
今野善行君。

1 番 （今野善行君）

計画については、これからだということですが、いろいろちょっと調べたといえますか、ちょっと私もこの関係初めてなので、あれですけれども、子ども子育て支援法というのを調べてみますと、何といいますか、かなり内容が深く、何か責任のあるような内容になっているようでもありますけれども、町としてはこの子ども子育て支援法の中では、町の責任について規定されているんですね。第3条に規定しているんでありますけれども、その中では子供及びその保護者に必要な支援給付とか、それから支援事業を総合的かつ計画的に行っていくためのかなめとなる計画をつくらな

くちやないというふうになっておりまして、27年の4月から具体的な実施に入っていくというときに、ある意味早くその計画をつくって、それを対象者等に広く周知をしていく必要があるのではないかなというふうに思いますが、今の進捗としては予定として進んでいるのか、あるいはおくらしているのか、その辺ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回のこの子ども子育て支援につきましては、非常に国のほうでもそういったやりますよと言っている割には具体に出てくるのは、非常にそういうことを言ったら変ですけれども、何をするかよく見えないところがあって、それで指示に従った部分では順調にといいですか、どちらかという先取りする形では進めておるところでございます。結果的に今年度にまとめなきゃないということでございますので、そのことについて今進んでいるかどうかということになりますが、アンケート調査とか取りまとまっておりますので、これからその4回、5回にかけてやんなきゃないわけでございますけれども、その国の制度に決まりがございますので、間に合うようにといいですか、それに合わせた形でやっていかなければいけないというふうに考えております。

物すごく進んでいる状況ではまだまだないような気はいたしますけれども、国の制度がなかなか見えてこないところがあったという前段の準備段階がございましたので、それに今追いつくべくというか、ちょっと先行してはやっているというふうに思っておりますが、なお計画、また条例化も必要でございますので、そのスケジュールに合うようにしっかりやってもらいたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

そういう意味では、非常に何かいろんな情報から見ますと、おくらしているのかなという認識を持ったんでありますが、この計画がやっぱり非常に重要な、具体的に進める上で、重要なポイントになってくるのかなというふうに思いますので、急いでやる

べきだろうというふうに思いますし、いずれ条例化することになれば、これからだとも9月とか12月とか、場合によっては臨時ということもあるかと思うのでありますが、それに向けた計画策定を急ぐ必要があるのかなというふうに思います。

それから、もう1点、計画策定に当たって、もちろんこのアンケート調査の結果を踏まえて、議論協議していくというふうになるんだろうというふうに思いますが、この子ども子育て支援法の61条には、子供及び保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案してというふうにあるんですね。また、同じくその中の7項では、子供の保護者その他子ども子育て支援にかかわる当事者の意見を聞かなければならないというふうに規定されているんでありますけれども、さっき申し上げたこの子ども子育て会議の構成員の中に、今申し上げたような要件が具備されている方々が入っているのかどうか。

あるいは、今申し上げたいいわゆる当事者の意見を具体的に個別に、個別というか、何人かから聞くような仕組みになっているのかどうか、この辺もちょっと重要なのかなというふうに思いますので、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

具体の件でございますので、担当課長から申し上げさせたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

お答えいたします。

当事者の意見ということで、今保護者の方をお願いをして、直接今子育てをしている方を委員の中に入れております。あと、そのほかの方は事業者、あとはいわゆる保育とか幼稚園とかの経営者の方の代表の方とか、あと一般企業の方からの委員というように、かなり幅広く構成として入れております。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 (今野善行君)

そういう意味では、この要件といいますか、満たしているんだろうというふうに思います。ちょっとこれから具体的な取り組みといいますか、進めるという中でありますので、なかなかちょっとわかりにくい点もあるかと思うのでありますけれども、ぜひ要するに将来を担う子供たちの育成にかかわることでもございますので、しっかりした計画をつくっていただいて、それを実践、具体化していただくようお願いしたいというふうに思います。

それから、この最後の在宅での保育に対する関係であります。公平、公正といいますか、そういうある意味保育所とか、幼稚園とかそういうところをお願いする場合には、国、県、町の補助というんですか、それが充てられるんだろうというふうに思うのであります。親元で保育するのが一番いい姿なんだろうというふうに思いますが、私が質問したのは、そういう意味で在宅に対するそういった補助的な部分があるのか、あるいはそういうものが認められるのかどうか、お伺いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

在宅の方に対する補助ということでございますけれども、基本的に子供さんが親御さんのもとで成長するということが一番いい環境なんだろうなというふうに思います。それ以外というか、いろんな事情があつて、保育所に行くとか、幼稚園に行くとかということがあつたというふうに思っておりますが、そういった言っている人に対しての補助だけかというご質問だというふうに思っております。

個人的にこの方にどうのこうのという補助というのはなかなか難しいんだというふうに思っております。したがって、先ほども申し上げたところでございますけれども、例えば一時預かりとか、あとは保育所に行かない方々でもいろいろ子育てサロンとって、例えばぼっぼことかああいう集まりもあるわけでございますけれども、そういった形の活動に対しての補助とか、そういったことは考えられるのではないかと思います。ある個人に対しての補助ということではなくて、在宅とはいえ、一緒に活動するとか、または個人であつても例えば保育所に一時預けるとか、そういった中

での補助ということで、個人に対して例えば金銭的などか、そういうことではなくという考え方というふうに思います。

議長 (大須賀 啓君)

今野善行君。

1 番 (今野善行君)

ちょっと走り出しの事業ということで、実際は24年にそういう法律が公布されて、準備をなささいというような国の指導なんだろうというふうに思いますが、私が見たときに、何か2年前に動いているはずのものが、ちょっとおくらしているのかなという印象を持ちましたので、そういう早く進めるべきだという意味も含めて今回質問をさせていただきました。

具体的には、今回質問した中身については、これからだということですので、具体的に動き出した段階で、いろいろお伺いをさせていただくということになるのかというふうに思います。

最後になりますけれども、この法律のもともとの趣旨といいますか、最近新聞、テレビ等でいろいろ言われているんでありますが、人口減少社会の到来が言われて、消滅する市町村が全国で五百何市町村ですか、が消滅するというような報告といいますかあったようですが、こういうことが話題になってきて、今まさにある意味我が町で言えば、若い世代が定住し、なおかつその次の世代がそこに定住するようなやっぱりまちづくりを目指す必要があるのかなというふうに思うわけであります。

今の人口を維持していくためには、1つの夫婦で2人以上の子供を産んでいただかないと、出生率ですね、要するにね、がないと維持できないというような状況もあるようでありますので、その出生率の低下の歯どめをかける意味でも、この子ども子育て支援法の意味というのは、非常に強いものがあるのかなと、意義があるものなのかなというふうに感じております。

そういう意味で、子供を産み、育てやすい大和町の将来につながる子ども子育て支援の構築になるように、お願いをしたいというふうに思いますし、それから関連して、この法律だけを読みますと、いろんな事務的なことが随分あるんですね。いろんな算定とか、それから対象になるとかならないとか、そういう事務的なことも随分あるようでありますので、27年の4月の実施に向けて、そういった部分での体制整備も含めて早急な対応をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で今野善行君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

大変ご苦労さまでした。

午後5時23分 延 会